



文化的景観保存計画

平戸島と生月島の

文化的景観

平成21年7月
長崎県平戸市

【 目 次 】

ひらどしま いきつきしま 平戸島と生月島の文化的景観保存計画

第1章 文化的景観の位置及び範囲.....	3
1 計画の目的.....	3
2 検討体制.....	4
3 計画策定に至る経過.....	5
4 位置及び範囲.....	7
5 文化的景観の申出について.....	12
第2章 文化的景観の保存に関する基本方針.....	14
1 文化的景観の概要と価値、課題.....	14
2 保存管理に関する基本方針.....	20
3 整備活用に関する基本方針.....	24
4 管理運営に関する基本方針.....	25
第3章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項.....	27
1 保存管理に関する考え方.....	27
2 既存法令等による土地利用規制の整理.....	30
3 景観法に基づく景観計画による行為誘導.....	33
4 現状変更の取扱い.....	37
第4章 文化的景観の整備活用に関する事項.....	39
1 整備活用に関する考え方.....	39
2 整備活用の方針.....	40
3 整備活用計画.....	49
第5章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項.....	56
1 管理運営に関する考え方.....	56
2 地域住民の役割.....	57
3 行政の役割.....	57
第6章 文化的景観における重要な構成要素.....	58
1 景観を構成する重要な構成要素の考え方.....	58
2 重要な構成要素一覧.....	58
3 地域文化を特徴づける要素.....	61
第7章 参考資料.....	75
1 公共事業におけるガイドライン等の尊重.....	75
2 風力発電施設についての考え方.....	75

図 1

本書で使用する主な地名等



第1章 文化的景観の位置及び範囲

1 計画の目的

本保存計画は、平成20年度に行った文化的景観保存調査によって明らかとなった「平戸島と生月島の文化的景観」の有形・無形の価値を、保存・継承していくことを目的とするものである。

特に、少子高齢化の進行や、人口減少、地域コミュニティの意識の希薄化などによる地域活力の低下が懸念される中、これらの地域の人たちの営みによって作り出されてきた景観地を重要な文化遺産のひとつとして認識し、確実に将来に残していくため、地域でのワークショップなどを通して景観保全の取り組みを推進し、地域特有の文化的景観を活用したまちづくりを継続することを目指すこととした。

また、生月島及び平戸島西海岸地域は、「かくれキリシタン」¹の聖地とされる「中江ノ島」^{なかつのしま}や「安満岳」^{やすみだけ}²を有しており、信者の多くが生活を営んでいる同地域は、平成19年1月に世界遺産暫定リストに記載された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産のひとつ「生月・平戸の文化的景観」としても検討されている地域でもある。世界遺産の構成資産としても検討される本地域は、無形の価値が高い文化的景観として広域に保存する意味があり、その本質的価値を生かした取り組みに繋げることを併せて検討する。



生月島及び平戸島西海岸地域

¹ 16世紀に伝えられたキリスト教信仰が、弾圧・潜伏期を経て、変容しながらも現在まで継続されているもの。

² かくれキリシタン信仰の聖地とされる場所であり、中江ノ島は殉教地としても記録が残る。市内最高峰である安満岳は、神・仏・かくれ共通の聖地として祀られる場所である。

2 検討体制

本計画は、平戸市文化的景観推進委員会により検討を重ね策定されたものである。この委員会は、平成20年6月2日に設置されたもので、文化的景観保存調査を行った委員会と同一のものであり、調査結果に基づく文化的景観地域の価値を、確実に保存・継承できる計画になるよう留意した。委員会の構成員は以下のとおりであり、農林課、農業委員会、水産課、都市計画課、建設課等の市関係部署の協力を得ながら取り組みを行った。

平戸市文化的景観推進委員会名簿

	氏名	役職等	分野
委員長	吉居 秀樹	長崎県立大学教授	まちづくり
副委員長	細田 亜津子	長崎国際大学教授	文化的景観
委員	林 一馬	長崎総合科学大学学長(～H21.3) 長崎総合科学大学教授(H21.4～)	建築
〃	片岡 千鶴子	長崎純心大学学長	キリシタン史
〃	服部 英雄	九州大学教授	歴史
〃	下川 達彌	活水女子大学教授	考古
〃	山田 千香子	長崎県立大学	文化人類
〃	立平 進	長崎国際大学	民俗
〃	小西 龍三郎	NPO 法人文化財匠塾事務局長	建築
〃	邑上 益朗	平戸市文化財審議会委員	植物
〃	山内 政夫	田平教会小教区評議会議長	田平地区代表
〃	濱崎 保久	獅子地区区長会会長(～H21.3)	獅子地区代表
〃	松山 矢市	〃 (H21.4～)	〃
〃	川上 義徳	宝亀地区区長会会長(～H21.3)	宝亀地区代表
〃	横山 博美	〃 (H21.4～)	〃
〃	富岡 圭司	生月地区区長会会長	生月地区代表
〃	町田 雅之	平戸市文化協会会長	文化協会代表

指導、オブザーバー

	氏名	役職等
オブザーバー	井上 典子	文化庁記念物課文化財調査官
〃	伊藤 修一	長崎県教育庁学芸文化課指導主事(～H21.3)
〃	中尾 篤志	〃 主任文化財保護主事(H21.4～)
〃	中野 英志	長崎県知事公室世界遺産担当主査(～H21.3)
〃	馬場 秀喜	〃 世界遺産登録推進室係長(H21.4～)

3 計画策定に至る経過

(1) 文化的景観保存計画

平成20年度から検討を行っている文化的景観推進委員会は、申出までに4回開催（調査部会を含めると6回）し、申出範囲の調査研究や重要な構成要素の検討等を行ったほか、各調査委員とは随時協議しながら取り組みを進めた。また、地域説明会を実施することで合意形成を図り、広報紙への情報掲載や公民館講座の開催等によって周知啓発を行った。

文化的景観推進委員会の概要

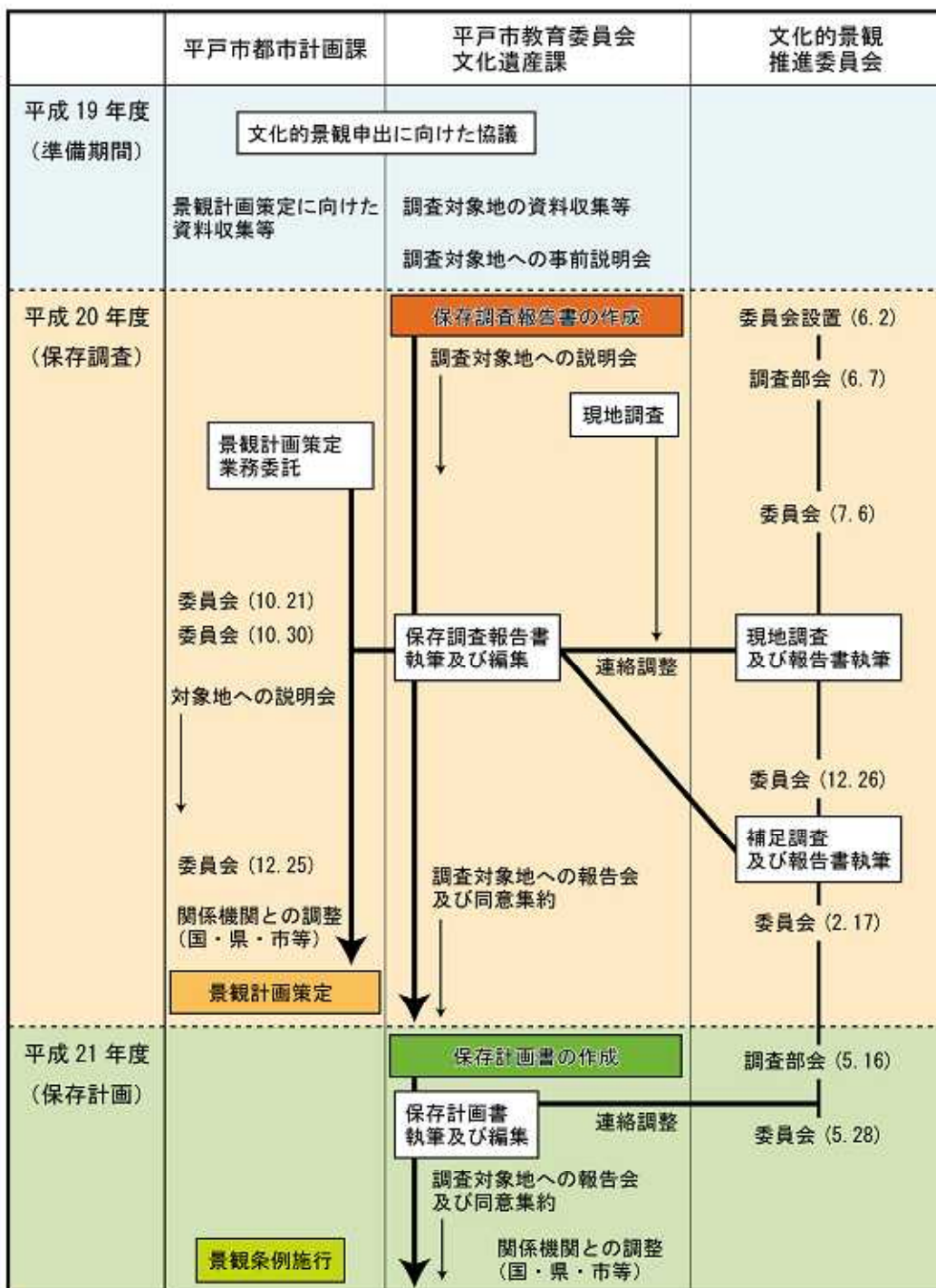
番号	期 日	名 称
1	平成20年6月7日	平戸市文化的景観推進委員会（第1回調査部会）
2	平成20年7月6日	平戸市文化的景観推進委員会（第1回）
3	平成20年12月26日	”（第2回）
4	平成21年2月17日	”（第3回）
5	平成21年5月16日	平戸市文化的景観推進委員会（第2回調査部会）
6	平成21年5月28日	平戸市文化的景観推進委員会（第4回）

委員会の開催



現地調査の様子

文化的景観保存計画策定までの経過（平成 21 年 7 月以降は追加申出を行う。）



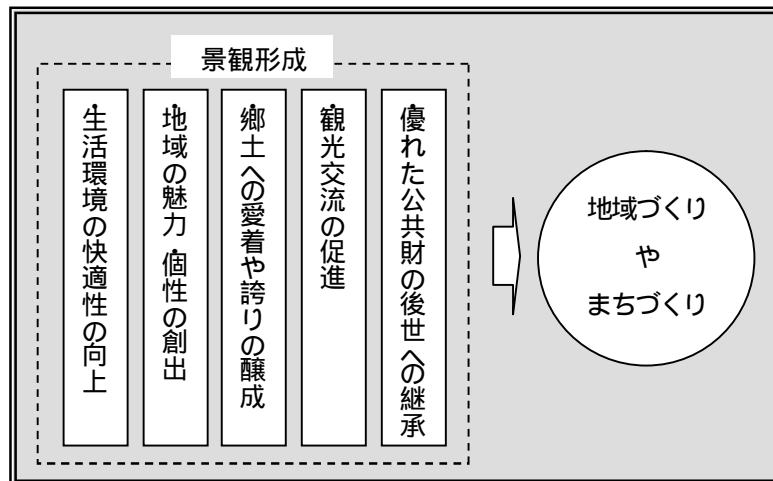
重要文化的景観選定の申出
平成 21 年 7 月

(2) 平戸市景観計画

平成 16 年 12 月の景観法施行に基づいて、平戸市は長崎県と協議を行い、平成 20 年 3 月に県内で最初の景観行政団体となった。以降、景観計画策定委員会の開催及び地区説明を実施しながら取り組みを進め、平成 21 年 2 月 27 日に景観計画の告示を行った。

策定にあたっては、文化的景観保存調査の価値を踏まえるとともに、関連計画との整合を図り、本市まちづくりの一環として検討を行った。文化的景観地区については、重点景観計画区域として景観保全のためのルールを定めている。

景観保全の意味



4 位置及び範囲

平戸市には、谷地に広がる棚田や、丘陵地の牧野が周囲の景観と一体となって良好な農漁村景観を維持している地域が今も多く残されている。

また、平戸は 1550 年に県内で初めてキリスト教の布教が行われた後、弾圧・潜伏の時代を経て、現在までその信仰が受け継がれている場所である。そのため、市内には、かくれキリシタン集落等が広く分布しており、キリシタン遺跡、聖地等がこの地域の景観や文化を特徴づける大きな要因になっている。

文化的景観保存調査の対象範囲は、東西の文化交流の痕跡がキリシタン文化として残り、それが 16 世紀の文書や絵図等で実証できる、有形・無形の価値が高い 3 地区を選定した。調査地区については、保存調査報告書で詳細を述べている。

最終的な申出の範囲については、下記 ~ を参考に、生月島南部地区及び平戸島西海岸地域、並びに宝亀地区に決定した。この範囲については、今後の調査により拡大されることも考えられる。(図 3)

谷地に広がる集落群（棚田や牧野を有する集落）として、同一の景観が続く範囲
東西の文化交流の痕跡を留める（キリシタン文化）範囲
自然地形（尾根・海上からの可視範囲等）や公図に基づく境界線

図 2

平戸市の位置

平戸市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島・生月島・的山大島・度島・高島の有人島及び九州本土北西部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されている。

平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれている。的山大島・度島・高島は離島であり、交通手段は船舶のみである。

面積は 235,60km²で、山は安満岳の 534.6m が最も高く、河川は総じて短小であり、神曾根川の 9.3km が最長である。平坦地は少なく、起伏の多い地形で、海岸線は各所に岬が突出し、特に西海岸では海蝕崖が発達している。平戸島・生月島の西海岸を中心に、本市の約 20%が西海国立公園に指定されている。

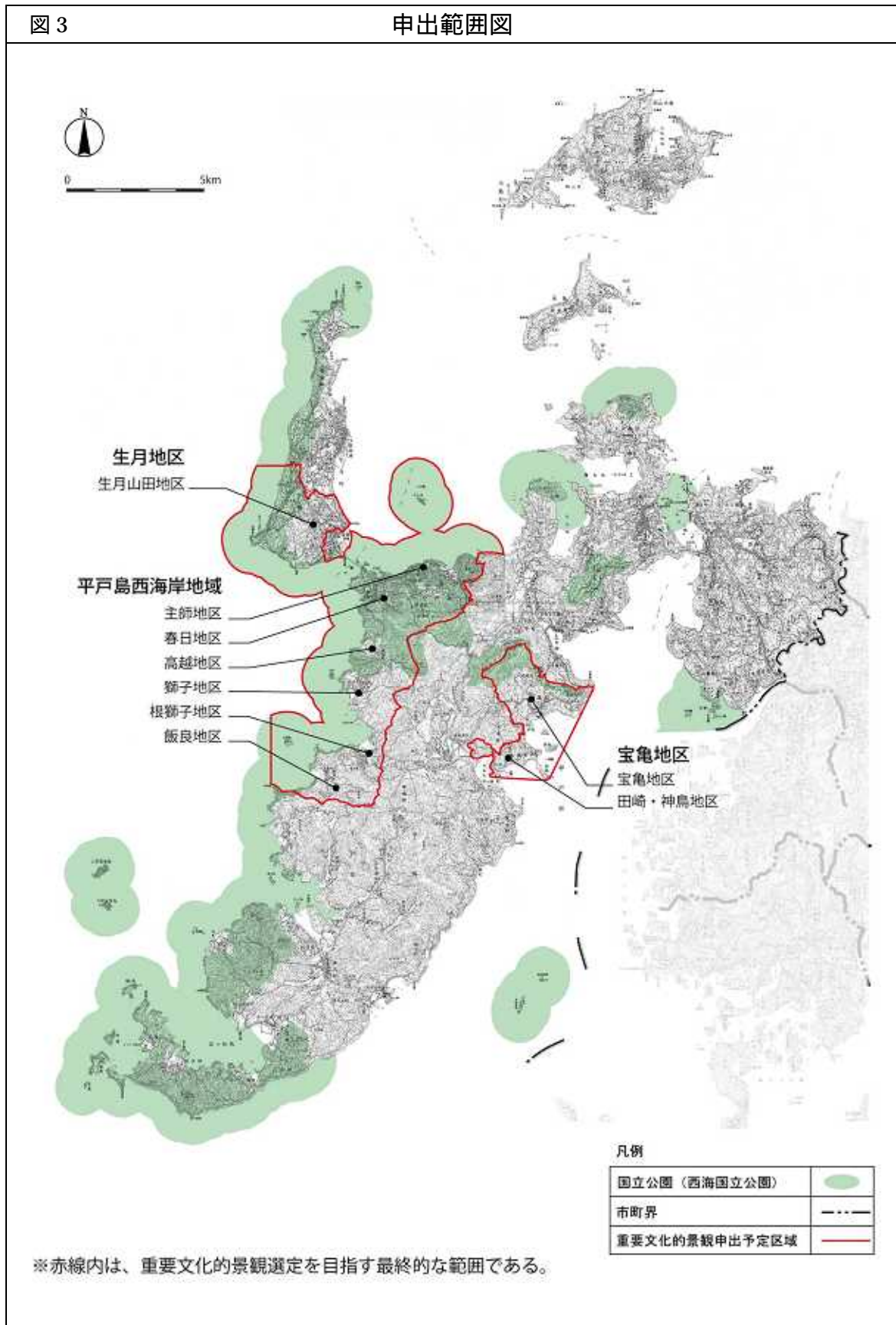
また、入り組んだ海岸線を持っているため、湾が多く、地方港湾は平戸港をはじめ 6 港、56 条港湾が紐差港をはじめ 7 港、漁港は大小 33 港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有している。

気候は、周囲のほとんどが海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は 16～17℃、年間平均降水量は 2,000mm 前後である。



図 3

申出範囲図



申出区域の現況写真

【居住空間】



石塀を用いた倉庫建築



石積墓地



基本的な構造は江戸期と思われる家屋

【自然空間】



海に接した集落



原始性の高い山林

【生業空間】



棚田の風景



牧野の風景



【歴史・文化的背景】



かくれキリシタン習俗



かくれキリシタンの聖地 中江ノ島（原生林）

本地域の特徴は、棚田や牧野、原生林、石垣景観のある集落等の有形の要素に、無形の要素が加わることで、地域の景観に独自の場所性・象徴性を持たせていることである。

5 文化的景観の申出について

(1) 段階的な申出

「平戸島と生月島の文化的景観」は、9地区の集落で構成されており、申出予定面積は約5,634.7haと広域な農漁村景観であることが特徴である。

既に、平戸市全域（汀線から1kmの海域含む）が景観計画区域であり、保存調査を行った地域全域が重点景観計画区域に設定されている。

平成21年7月に、文化的景観として保全を急ぐ地域を一次申出することとし、その後、地域住民の景観保全に対する意識醸成、地域内で行われる公共事業の調整、その他文化的景観として価値を高める補足調査や地域内での景観協定の締結等を行いながら、平成22年7月を目途に申出が完了するよう計画している。（図4）

申出計画表

順番	申出予定年月	地区	面積
1次	平成21年7月	春日地区、獅子地区、根獅子地区、宝亀地区、田崎・神鳥・迎紐差地区、主師地区の一部（国有林）、生月地区の一部	1,105.8ha
2次	平成22年7月	生月地区、主師地区（区域拡大）、高越地区、飯良地区	1,135.5ha
〃	〃	海域	3,393.4ha
		合計	5,634.7ha

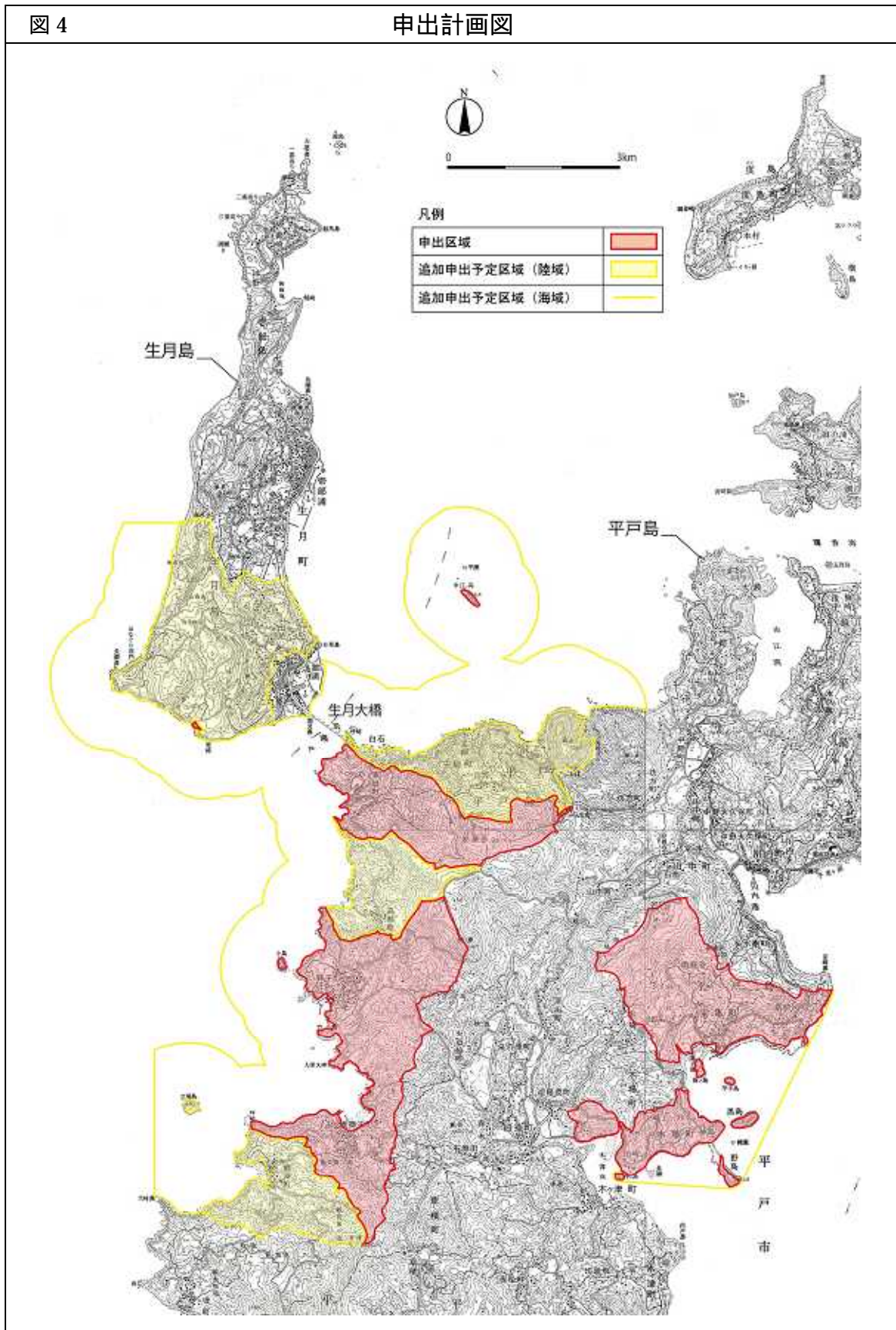
(2) 地区の概要

平成21年7月現在

地区名	人口：男	人口：女	人口：計	世帯数	備考
春日地区	30	40	70	18	1次
獅子地区	208	265	473	195	〃
根獅子地区	271	299	570	183	〃
宝亀地区	222	264	486	187	〃
田崎・神鳥・迎紐差地区	81	74	155	57	〃
生月地区	508	548	1,056	365	2次
主師地区	91	96	187	55	〃
高越地区	37	46	83	30	〃
飯良地区	89	110	199	82	〃
合計	1,537	1,742	3,279	1,172	

図 4

申出計画図



第2章 文化的景観の保存に関する基本方針

1 文化的景観の概要と価値、課題

(1) 文化的景観の概要と価値

調査を行った生月島及び平戸島西海岸地域は、平地が少ない山がちな地形であり、海から山間部まで連なる棚田や丘陵地に広がる牧野、そしてそれらを管理する集落がひとまとまりとなった景観が谷ごとに連続している場所である。また、これまでに大きな開発行為が行われなかったことによって、現在も良好な景観が残されており、最終的には約5,634.7haという広大な農漁村集落地域の申出を予定している。

集落の良好な景観を構成している保全すべき要素としては、伝統的な構造を持つ家屋やそれを取り巻く防風林・防風垣、在地の石材を使った石垣等があり、これらを維持することに努めるものとする。特に石垣（石積）は、地域の景観を特徴づける大きな要素となっており、その石積技術は棚田をはじめ、屋敷地の造成、家屋の壁、防風垣、放牧地の垣、墓や碑の基壇などに及んでいる。素材となる石材は、砂岩など他地区からの購入材も認められるが、大半は地元で調達したものである。平戸島や生月島の大部分は玄武岩や安山岩の溶岩台地であり、それらの石材の採取が容易なため、このような石垣文化が中世より発展したと考えられる。同じく、自然環境を活用した防風林も特徴的で、松浦清山の「甲子夜話」に紹介された、享保17年（1732）の「平戸名物集」にある「根獅子防風」は、これをさしていると思われる。集落を囲むように設けられた防風林は、自然林の樹種を残したもので、マキ、ツバキ、サンゴジュ、メダケ、ヤダケ等で構成される。これらの中で、ツバキの種子を搾った椿油は高級食用油であり、サンゴジュは防火の役目も果たすなど、防風の機能のみでなく有用な植物を植えていることが分かっている。

平戸地域の植生は、その大半が人手の加わった二次林であるが、社叢林、山頂部、海岸傾斜地等に自然林がみられる。植物相は対馬暖流の影響を受け、タマシダ、ハマボウ等の南方系植物も生育している。生月島の植生はクロマツの二次林が多くを占めるほか、シイ・カシ萌芽林、シバ群落等がみられる。平戸島の植生は多くがシイ・カシの二次林であるが、安満岳頂上にはアカガシ林が自然林として現存している。生月島の牧野は、近年、草地系の事業を実施しておらず、半自然草地として価値が高く、多様な草原植生をみることができる。また、山地の岩上にはダンギクやネズミシバ等の大陸性植物が分布している等、本地域は自然的見地からも価値が高い。

住居に関しては、江戸時代後期のものが明らかにされている。それによると、屋敷地は、主屋、隠居所、風呂、カマヤ、家畜小屋、作業小屋、便所などがそれぞれ独立して配置されていた。主屋は、座敷、アダグチ、横座、納戸が田の字型をなすのが基本で、ニワと呼ばれる土間が付属している。アダグチの下には半地下式の芋貯蔵庫が設置されていた。

また、本地域の特徴として、景観形成の過程において無形の要素が大きく係わっていることも挙げられる。ここでいう無形の要素を良く示しているのが、「中江ノ島」や「安満岳」

を中心とした聖地や殉教に関する伝承地、かくれキリシタンが伝承してきた祈りの言葉である「オラショ」¹等である。これらは、信仰のあり方等の無形の要素に留まらず、住居や生業空間、墓地等の有形の要素に深く関わっている。

本地域は、1600年代の景観の遺構として価値を留めており、また、その後の潜伏キリシタン時代の景観を留め、更にそれが現在の平戸の生活生業を示すものとして文化的景観として保護する必要があるのである。それらが全てキリシタン文化という基層の上に成り立っているということが、この地域の本質的な価値だといえる。

このような地域を構成している有形の要素としては、キリシタン文化等の「無形の要素を背景とする集落」、棚田等の「生業空間」、「原生林や里山等で構成される自然的空間」があり、これらを後世に引き継ぐための方針を定める必要がある。

平戸島西海岸地域において、集落・生業に関する現在の景観が、1600年代に既に同じような景観として成立していたことが、多くの絵図や古文書、当時の外国人の文献によって実証されることは保存調査で考察したとおりであるが、更にこの地域は、16世紀のキリシタン時代にキリスト教の布教があって以来、繁栄、弾圧、潜伏、復活という一連の歴史の中で、一貫して信仰を継続させ続けている地域でもある。幕府や平戸藩による厳しい弾圧に耐え、仏教等に身を寄せながら潜伏し教えを守り続けた。指導する宣教師はいないがキリシタン時代の「オラショ」を伝承し、殉教聖地や聖具等によって信仰を継続させたのである。他宗教に混じりながら200年以上に及ぶ長い潜伏期間を過ごすことで、信仰の形態はしだいに変容し、民間信仰や神道・仏教の要素等が加わり、文化的・宗教的重層性が深まったことは必然であったともいえる。

現在、本地域には「仏教」、「神道」、「カトリック」、「かくれキリシタン」が存在している。それらは互いに反目したり係わり合いを避けるのではなく、文化や民俗芸能、聖地等を共有しながら、地域のコミュニティを形成しているのである。このような複雑な信仰と集落構造のあり方は、本地域の大きな文化的特徴であるといえる。

このような平戸島・生月島の文化的景観は、その目的が単に申出区域内に分布する棚田や牧野、集落等の有形の要素の継承のみにあるのではなく、地域社会が伝えてきた多様な文化的背景も途絶えさせることなく、将来へ継承していくための取り組みを行うことが必要になってくる。

この文化的景観保存計画は、行政が地域に関して行う様々な事業だけでなく、地域住民が行う様々な取り組みに関しても、より良いまちづくりへと繋がるように、基本的な方向性を示すこととした。

上述した文化的景観の価値については、「平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書」において詳細を述べている。

¹ 16世紀の布教時代に伝えられた祈りの言葉を伝承しており、その音はラテン語との対比が可能である。

(2) 課題

1) 有形の要素について

集落については、伝統的な構造や配置を持つ家屋や在地の石材を用いた石垣・石塀、そして海からの季節風を防ぐ防風林等の要素がよく保存されている。これは特に平戸島西海岸地域に顕著に見られる特徴である。集落内の建築物（家屋）に関しては、これまで特に行為規制がなかった所がほとんどであるが、それでも木造平屋建てを中心とした、良好な景観を有する集落が形成されてきた。しかし、近年建て替えられる家屋には、新建材を利用したものが見られるようになり、また、自然石積の石垣がコンクリートブロックに置き換わる等、周囲の景観との不調和を生み出す原因のひとつにもなっている。

生業空間を見ると、生月島南部の丘陵地に広がる広大な牧野や、平戸島西海岸地域一帯に連続して分布する棚田群はいずれもよく管理されている。しかし、谷あい深くまで分布する棚田は農業条件として決して有利とはいえず、また、それらの管理を行っている農業者も高齢化や後継者不足が進んでおり、今後、耕作放棄地の増加が懸念される。

自然的空間においては、申出予定範囲の多くが西海国立公園に指定されていることもあり、現在も良好に維持されているが、希少種においては、減少の傾向が見られる。自然的見地からも価値の高い地域であるため、それらを保全していく方策を検討しなければならない。

2) 無形の要素について

キリシタン弾圧の時代、表向き棄教を装い神仏を信仰しながら、密かにキリシタン信仰の形を続け、変容しながら現在に至るまでその信仰形態を継続させている「かくれキリシタン」の存在がこの地域の文化的特徴である。その文化が殉教聖地や納戸神を祀る家屋、その地で信仰を継続し生活を営むための生業空間等を形成し、その他の多様な精神文化と融合しながら独特の地域構造を築いてきた。

一方、生月地区では、昭和初期以降進んだ、まき網や港湾建設、酒造の出稼ぎなどの産業の活性化は、信仰の担い手である成人男性が島外で働く状況を生み出し、そうした産業への就労意欲の高まりに反比例して、かくれキリシタン信仰を含む地域文化に対する認識の希薄化を進める皮肉な結果を生じさせた。平成10年代頃からは、深刻化したまき網漁業の減船や公共工事の減少に起因する港湾建設業の減速が進行し、かくれキリシタン組織の解散が進んでいる。かつては島内に24あった垣内・津元かきうち つもとと呼ばれる組は、現在6組が残り、かろうじて行事を継承している状態である。平戸島西海岸地域のかくれキリシタン信仰では、それより早く昭和初期頃から組織の崩壊が始まっており、最後に残った根獅子地区の組織も平成4年（1992）に解散し、かろうじて個人レベルで信仰の継承が図られている。

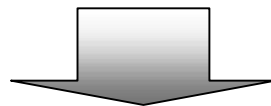
生月地区のかくれキリシタン信仰は、明治6年（1873）の禁教解除後も、信仰対象や行事の秘匿等、禁教時代に確立したスタイルを続けていたが、昭和初期頃から徐々に、信仰対象や行事を研究者やマスコミに公開するようになってきている。それにつれ御神体を納戸ではなく座敷に祀ったり、共同で使用する御堂を建設して祀るような形態に変化していった

いる。

このような信仰（民俗に限りなく近い）の形態を継続させることは、組織の高齢化や後継者不足等により非常に難しい問題であることは、昨今の社会の急激な変貌により、長期にわたって継承されてきた多くの民間伝承等が、存続の危機に瀕しているという問題と同様である。

地域を構成している要素の価値と課題

	無形の要素を背景とする集落	生業空間	原生林や里山等で構成される自然的空間
価値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和が取れた集落景観を形成している。 ・ 多様な精神文化のあり方が特徴である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田や牧野等の四季折々の豊かな景観 ・ その景観は 1600 年代から既に形成されていたと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然は、人々の生活と深く係わってきた。 ・ 原始性の強い自然空間は聖地として認識されている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為に伴う景観のコントロール ・ 継承されてきた文化的伝統の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎化等に伴う担い手の減少 ・ 景観資源としての認識と保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活様態の変化による森林の荒廃 ・ 信仰の対象となる自然空間の保全



有形 + 無形の価値を、どのように守るか？



集 落



生業空間

(3) 景観のレイヤー構造について

図5は、申出地域の現在の景観における「有形の要素」と「無形の要素」の関係をレイヤーで表したものである。

(下層：現在の景観、中層：土地利用等有形の要素、上層：無形の要素)

保存調査によって明らかとなった本地域の価値は、以下～である。

土地に対して、人々が働きかけることによって形成された土地利用(棚田、石積みなど有形の要素)としての価値。そして、その地に多様な文化が展開するきっかけや要因となっている自然的なものの価値
景観的な遺構としての価値(重層し、発展しながら現在に至る価値)
社会システム、流通の形態等の無形の要素を表象するものとしての価値
迫害、殉教、信仰等、土地の記憶を刻むものとしての価値
多様な信仰によって生み出された聖なる空間等、象徴としての価値

下層(現在の景観)は、長期間人々が土地に働きかけることによって形成されてきた各時代における景観の変遷の結果であり、とを視覚的に表すものである。本地域における居住空間の石積み景観及び生業空間である棚田・牧野の石垣景観並びに水利システム等、自然的空間の天然林や里山等がこれにあたる。これら有形の景観要素は重層しながら発展してきたのである。

このような居住空間や生業空間における土地利用のあり方、それらを取り囲む里山等の自然的空間に価値があり、それら有形のもので構成された集落という単位が文化的景観保護制度における保護の対象になってくる。

また、その地で受け継がれてきた社会システムや信仰のあり方等の無形の要素は、保護対象となる有形の要素と複雑に絡み合い、地域を特徴づける文化的な要素となっている。

、の価値がこれにあたり、有形の要素の上に無形の要素が合わさることで、地域の独自性が生まれている。



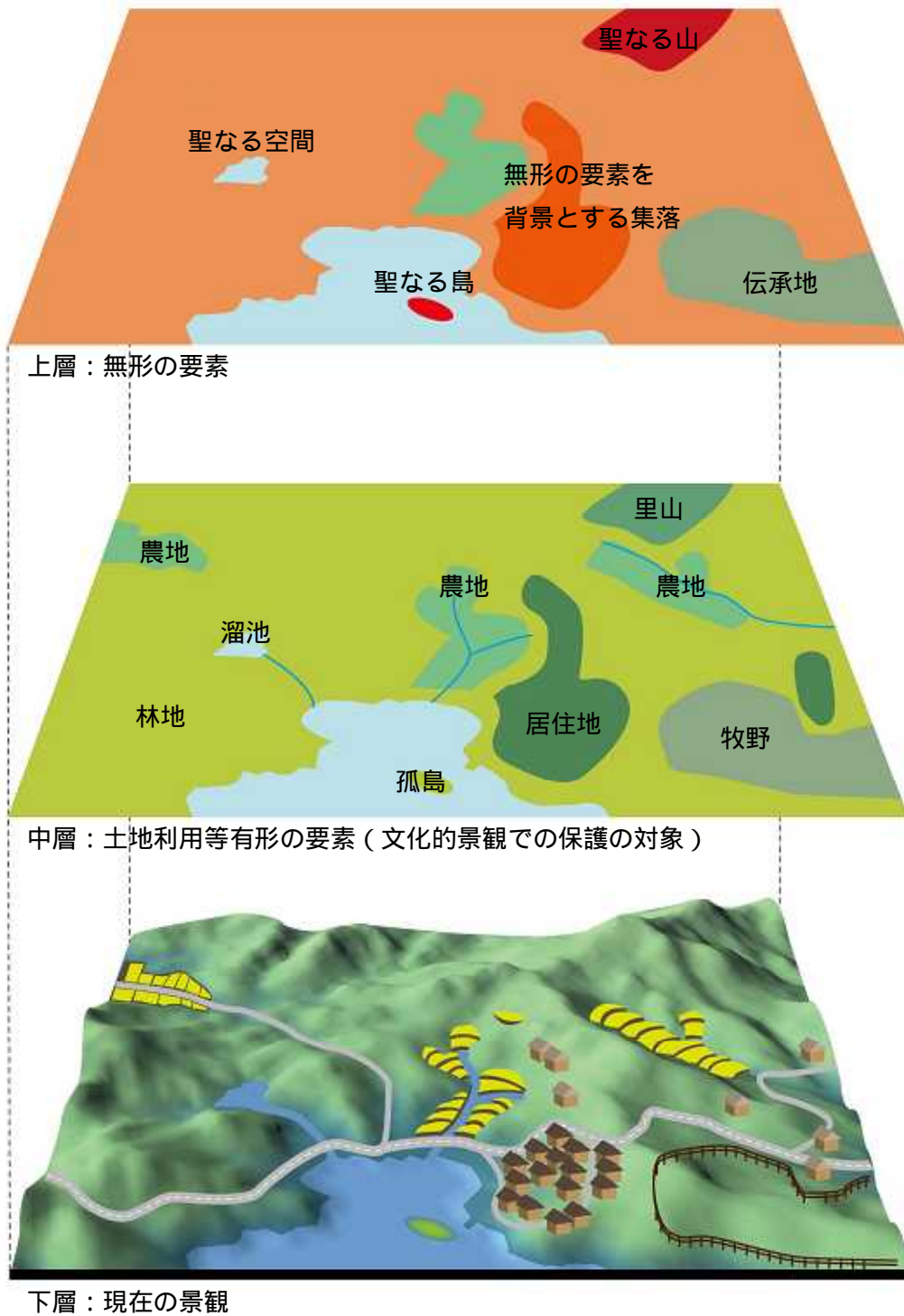
牧野を囲む石垣



殉教遺跡で今も続けられる祈り

「平戸島と生月島の文化的景観」景観のレイヤー構造（図5）

景観における有形の要素と無形の要素との関連を示す図であり、景観の重層性を表すものではない。



有形の要素に、無形の要素が係わっていることが本地域の特徴である。

2 保存管理に関する基本方針

基本理念

『16世紀から継続する農漁村集落の景観と文化を次世代に引き継ぐ』
文化的景観を生かした「まちづくり」

キリシタン文化を基層とする集落構造を引き継ぐ。

棚田、牧野を中心とした農漁村景観を引き継ぐ。

豊かな自然景観を保全する。

地域の精神文化の重層性（無形の要素）を引き継ぐ。

平戸島と生月島の文化的景観の保存管理に関する基本方針を、「無形の要素を背景とする集落」、「生業空間」、「原生林や里山等で構成される自然的空間」の三つの観点から示す。

以下の方針を定めるにあたり、各要素を保存していくためには地域に住む人たちの景観保全に対する理解と自助的な取り組み、そして行政の役割を明確にしておくことが必要であり、それらを実行できる体制づくりが何よりも必要であることを先に記しておく。文化的景観保存計画や景観計画は、規制のための仕組みだと考えがちだが、良好な景観の創造に繋がるという視点も忘れてはならない。

また、平戸市総合計画（2008～2017）土地利用構想において、「自然環境の保全」や「地域特性を生かした土地の有効活用」がうたわれている。その中で、「地域の持つ個性や特性を十分に生かした土地利用を推進し、歴史資源や街並み、景観、集落の保存に努めるとともに、自然・歴史・文化の持つ特性を相互に連携・融合すること」とされており、この方針と整合性を図るものとする。

（1）無形の要素を背景とする集落

本地域は、集落が16世紀に存在していることを、文献資料や絵図、当時布教に訪れたポルトガル人宣教師の報告等を確認することができる場所である。また、それらの資料や発掘調査等を通じて、1500年代の考古学的遺構を確認することができる地域であるとともに、その後のカトリック禁教、潜伏、復活時代において発展した各時代の信仰に関する無形の要素を確認することができる場所でもある。これらの無形の要素が、他の農漁村集落との文化的な違いを決定づけるものになっている。

16世紀に伝わってきた無形の要素（キリシタン文化）が、その後にキリシタン講を維持するための組を形成させ、伝統的家屋の中に御神体である納戸神を祀ることにつながり、潜伏期を経ることで集落内に多くの聖地や伝承地等の「場所に意味のある空間」が確立されてきたのである。

したがって、その保存管理にあたっては、地域における場所性の価値（場所が持つ意味）を理解し、調査によりその価値が明らかになりつつある信仰と集落構造のあり方を引き継

ぐよう努めなければならない。そこには、家屋内で信仰の対象となった納戸神や祭具のような物も含まれるべきであろう。また、保存調査の景観の構造分析で分かるように、集落の良好な景観を構成している保存すべき要素として、伝統的な構造を持つ家屋やそれを取り巻く防風林・防風垣、在地の石材を使った石垣が挙げられており、これらを維持することに努めるものとする。

中世以降継承されるジャンガラや須古踊のような民俗行事や、キリシタン時代の布教時代の信仰形態をよく保持しているといわれるかくれキリシタン行事などは、安定した地域コミュニティを維持していくための重要な役割を担ってきた。課題でも触れたことであるが、これらの担い手は減少の傾向にあり、民俗行事や民間信仰に関しても、地域と連携しながら継承が図れるように努めるものとする。

本地域の農漁村集落については、家屋等の建築物だけではなく、その集落の持つ風情を保護すべきであろう。



高越集落



飯良集落

(2) 生業空間

農漁村集落に隣接する農地などの生業空間は、地域を特徴付けるものであり、それは、水路の分布であったり、時には作付けされた農作物の色彩だったりする場合もある。こうした農漁村風景の保全は、農業が継続されることが前提であり、時に建築物の変容よりも、こうした農地の変容の方が集落景観に及ぼす影響が大きい場合もある。

本地域の生業を示す景観として特徴的であるのは、棚田と牧野である。そしてそれらは、漁業とともに地域生活の基盤を支えてきたものである。平戸島西海岸地域において、生業空間に関する現在に近い景観が、キリシタン時代に既に成立していたのは保存調査で考察したとおりであり、棚田の景観が過去から連続していることを絵図等で実証できる場所として価値が高いのである。

棚田については、海岸から山間部に至るまでよく耕作されており、急斜面に分布するために高石垣がよく発達している。一方、牧野についても牛の脱走を防ぐために腰高程の石垣が設けられており、石積みが地域の景観の大きな特徴になっている。石積み技術については、一部に石工の介入が見られると推測できる箇所もあるが、その多くは、素人が開墾

時に積んだものと思われる。

また、本地域の特徴として、信仰と農耕行事との係わりも挙げることができる。生月地区の牧野では、「野^の立ち」という行事が行われていた。牛を野山に追い出した時、悪霊が危害を及ぼさないように、道沿いや野原の決められた場所を、オラショを唱えながらお水¹やオテンペンシャ²で祓い、紙や竹で作ったオマブリ³をその場所に納めていたのである。お水やオテンペンシャ等の祭具を使用し、様々な空間でお祓い等の儀式を行っていたことは、平戸島西海岸地域でも確認されている。

したがって、その保存管理にあたっては、棚田や牧野の景観維持に努めるとともに、その景観を造り、維持してきた石積み技術の継承についても支援を行う必要がある。また、伝統的な土地利用を継続しながら今後も生業空間を維持するために必要なシステムを検討する必要もある。それは、担い手の育成であったり、棚田を生かしてその地域をどう活性化させるのかという戦略的な部分もあり、関係法令を踏まえ有効な支援策を検討する必要がある。



急傾斜のため高石垣も多い



牧野から牛の脱走を防ぐための石垣

(3) 原生林や里山等で構成される自然的空間

本地区は温帯の西端で、照葉樹林という植物群系に入り、スダジイ、アラカシ、タブノキ等を主体とする常緑広葉樹の林が海岸付近まで発達しており、タブノキの優先林（タブ・ムサシアブミ群集）やハマビワの優先林（ハマビワ・オニヤブソテツ群集）が海岸付近まで広がっている。群集は、これらの林に囲まれるようにできている場所が多く、これらの林は自然の防風・防潮林になっているだけではなく、生活のための材料や食料を確保する重要な場にもなっている。市内最高峰である安満岳周辺にはアカガシ原生林が広く分布しており、これは慶応2年（1866）絵図でも確認できることから、当時から自然林として保護されてきたことが分かる。また、調査地の海域を含む多くの範囲が西^{さいかい}海国立公園に指定（昭和30年）されており、自然公園法によって保護されてきたことも良好な自然景観が

1 「中江ノ島」等の聖地とされる場所で採取した聖水

2 麻の細縄を束ねて根元をくくったもの。語源はポルトガル語の Penitencia で、鞭打ちの苦行に使うものだった。

3 和紙を切って縦2~3cm程の剣先十字架を作ったもの。「お守り」の方言である。

残された要因だといえる。

ここに暮らす人たちは、山で薪を取り、燃料として使用するほか、隣接する地域へ売りに行き現金収入を得ていたことが聞き取り調査から分かっている。昭和初期までは、人々の暮らしと里山はより密接な関係にあったのである。

また、これらの森や山等の自然的空間は、信仰聖地として認知されている場所でもある。かくれキリシタン信仰で聖地の核となる「中江ノ島」や「安満岳」、「殉教遺跡」や「お水取りの場所」等がこれにあたる。埋葬の時に、死者の顔を聖なる山や島に向けるという行為もこれと関連すると思われる。本地区の価値のひとつである精神文化の重層性とキリシタン文化を強く表象しているのがこれらの聖地なのである。

安満岳や中江ノ島のような聖地には自然林が良く残っている。このほか、「ウシワキの森」や「焼山」のように、キリシタンの聖地周辺にわずかに自然林を残している場合がある。これらは、神社周辺の「鎮守の森」と共通している。古神道では、森林・山岳などの自然そのものが信仰の対象になっており、それ自体が御神体となっている場合もあるのである。

したがって、その保存管理にあたっては、信仰の対象となっている空間については、どのような要素がその対象となっているのかを分析し、その場所性（聖地性）の価値を損なうことがないように保全に努めなければならない。これらの区域では現状維持若しくは植生回復を原則とする。自然公園区域以外についても、植生の保全を図るとともに、手入れがなされていない人口造林地等について、長期的な視野に立ち、地域の風土に適した植生の回復に努めることとする。

また、それら自然林を保水林とする河川についても、護岸形態や川中の施設の形態等について配慮が必要である。ホタルが生息する河川もあり、それらの生態系を維持できるような河川環境の保全に努めることとする。



水源となる山地（安満岳）



集落の聖地にわずかに残る森林（聖地）

3 整備活用に関する基本方針

前述した保存の方針に沿って、整備活用に関する基本方針を以下に示す。

(1) 全体的な考え方

農漁村集落とは、人々の暮らしが土地利用に影響を与え、そこから農作物等を得ることによって造り上げられてきた景観地である。生業空間と家屋や集会所・寺社仏閣・教会堂等が機能的に配された集落、周囲を取り巻く自然的空間が一体となった巨視的な景観を保全することが広域的な農漁村景観を長期的に保全することに繋がるのである。また、相互扶助の仕組みが発達していることも特徴で、共同水路、共同溜池、共同牧野等から祭礼・行事に至るまで数多くのものが存在する。個と共同の仕組みを分析し、伝統的な地域コミュニティを破壊することがないように整備の方針を定める必要がある。

公共事業においても、これまで道路は道路、農地は農地、森林は森林といった縦割だった土地利用計画を、総合的に見直し整理することが肝要である。このような観点から地域の景観マスタープランを法的に位置づけることができるのが景観計画であり、計画の見直しを行いながらまちづくりを進めることとする。

生月島及び平戸島西海岸地域を訪れる交流人口をみると、短期的には夏季の根獅子の浜海水浴場があるものの、その多くは生月島の自然景観観光が主な目的であり、小さな島であるために日帰り観光客が多いことが特徴である。文化的景観を生かした地域振興が最終的な目的であるため、広域的な観光ルートの設定や案内板等の設置だけではなく、地域自体の魅力を高め、そこへ行きたいと思わせる付加価値を付ける取り組みを行う必要がある。

平成 19 年 1 月、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに記載され、本地域も構成資産のひとつとして検討されている。活用という面で考えるならば、潜在的な価値を持っている場所であり、登録推進活動に併せ、文化的景観を核としたネットワークを形成していく必要がある。既に民間で行われている定置網操業や塩作り等の体験事業のほか、都市部住民をターゲットにした棚田オーナー制度、農家民宿等も視野に入れ、地域内に組織されているまちづくりグループを主体とした施策を実施する必要がある。

(2) 無形の要素を背景とする集落

本地域の集落に多く見られるのは、木造平屋建の住宅であり、現在も良好な景観を維持している。特に建築物や工作物の高さや色には十分注意すべきである。景観計画でそれらの行為誘導を行っているが、今後は景観協定の締結も視野に入れ、より自発的な景観創造への取り組みへと繋げていくこととする。

無形の要素を表象する建築物であり、地域の歴史や文化を踏まえ、神社及び教会堂を届出対象として特定した。建築後、相当年数が経過しており修景整備が必要とされるものもある。特に教会堂については、一定の観光客が訪れるほか、音楽祭等の文化活動も行われており、交流施設として活用できる場所を設定し、地域活動の拠点として利用するなど積極的に活用を図りたい。

【景観協定】

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度である。景観協定は、住民が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる有意義な制度であり、積極的な啓発・普及がなされることが望ましい。

土地所有者等の全員の合意による協定であることから、法に定める景観計画等よりも細やかなルールを策定したり、規制手法に馴染まないソフトな事項についても定めることができる等、幅広い内容とすることができる。

農漁村集落については、建築物の形態意匠や農地の保全・利用を一体として定めること等により、農漁村景観の保全を図ることが可能であるが、土地所有者等と十分時間をかけて協議する必要があるため、段階的に協定の範囲を広げていくことが現実的である。

(3) 生業空間

本地域の景観を構成するものに「石垣のある棚田」があり、景観を特徴づける要素となっている。全国的に棚田の景観は観光資源としても認知され始めており、それが高まって付加価値米の開発へと繋げていった地域もある。米自体のブランドを高めて付加価値米とするのか、棚田の景観を生かして交流人口を増やすのかは、地域の特性に合わせたものにすべきであろう。いずれにせよ、棚田としての景観が保全されていることが前提であり、整備を行う際は、土地利用を尊重した整備を行うことが必要である。

また、本地域には数多くの漁港がある。それらの改修工事等によってもたらされる景観の変化は、大きな影響を与えることも考えられる。良好な景観を維持するための配慮が必要である。

(4) 原生林や里山等で構成される自然的空間

本地域には、市内最高峰であり、アカガシ原生林が残る安満岳(534m)や、日本の水浴場88選に選ばれている海水浴場(根獅子の浜海水浴場)丘陵地に広がる大草原、数百m続く断崖景観等、豊かな自然景観が残されている。それらの多くは国立公園(西海国立公園)に指定(昭和30年)され、自然保護法により保護されている。これらの地区では現状維持若しくは植生回復を行っていくこととする。人工造林については、平戸市森林整備計画に、国有林については長崎北部国有林の地域別の森林計画書に沿うものとする。

4 管理運営に関する基本方針

本地域の文化的景観は、自然環境にそこで暮らす人々の生活・生業の働きかけがあって、初めて作り出され、長い年月をかけて現在の景観へと変遷してきたものである。これは、継続し変化し続けている景観であり、現在の景観が完成形ではないことを示している。

農漁村集落の過疎化等により、現在の景観を保つことは非常に難しい問題である。この

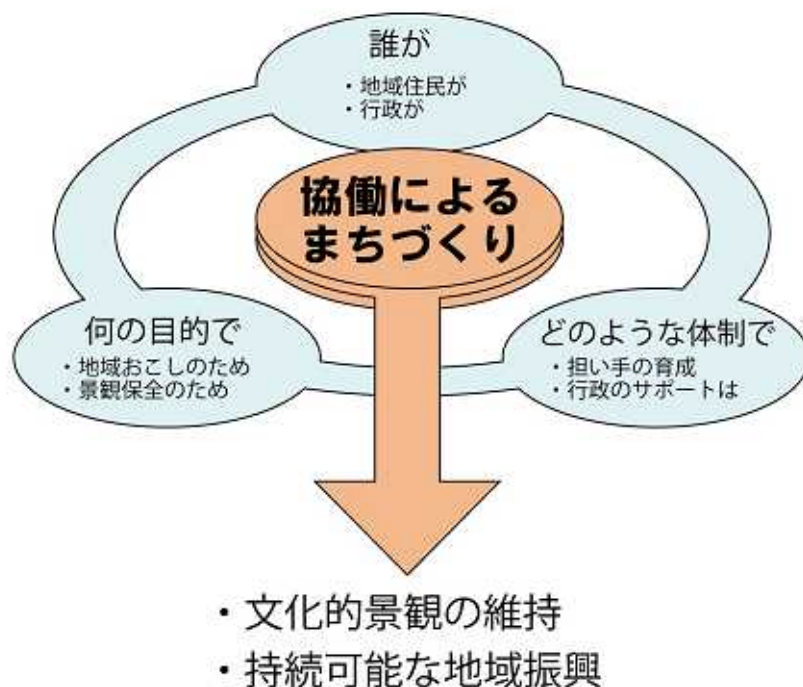
良好な景観を継続させるために、「誰が（主体・担い手）」、「何の目的で（生業のため・景観の保全のため）」景観管理を行うのかという目的を明確にし、農漁村集落の景観が維持されるシステムを早期に確立させなければならない。

重要なのは、その地で生活し生業を営む地域の人々の存在であり、農業を継続できない理由は何なのかを把握し、現在の景観を維持し発展させるため、それらの要素を取り除く仕組み作りを検討する。後継者不足であるのなら、農地所有者のみではなく、文化的景観地区に住む人々、周辺都市部に住む人々が積極的に景観保全に係わることができる仕組みが必要だろう。

根獅子地区、獅子地区、春日地区では景観保全に対する意識が高く、獅子地区では平成20年度において、景観保全と生業育成のために、一部の耕作放棄地が復帰され牧草畑として活用されている。本地区は自治会組織が比較的確立された地域であるため、これら既存の組織を活用した住民主体のまちづくりと景観保全、文化・伝統の継承を図るべきであろう。

一方、行政の体制も整理、強化される必要がある。文化的景観の継承・活用においては、教育委員会のほか、都市計画、建設、農林、観光部局等の多くの協力連携が必要となる。県関係部局との連絡調整も含めて、関係機関が緊密に協力できる体制を整備したい。その上で、地域活動を積極的にサポートしていくこととする。

文化的景観を維持するためのシステムづくりの必要性



第3章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1 保存管理に関する考え方

保存管理に関する基本方針を踏まえ、保存管理に留意した土地利用のあり方等を示す。

(1) 無形の要素を背景とする集落

良好に維持される生業空間に隣接する生活の場として、景観計画と連携した景観形成を図る区域とする。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
住居	<ul style="list-style-type: none"> 高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。 伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重要な構成要素としての特定を検討していく。 防風石垣や、家屋石塀等の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な石積技法が認められており、これらについては、従前の技法で積み直すことが望ましい。 良好な景観を有する住居群としての景観保全に努める。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
神社、寺、教会堂	<ul style="list-style-type: none"> 構造、材料、色彩等の保存に努める。 高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、平戸市景観計画を尊重するとともに、文化的景観の価値が特に高いと認められる地区については、景観への配慮を最大限行うこととする。
墓地	<ul style="list-style-type: none"> 墓地様式及び時代性に価値のあるものについては、保存を検討する。

集落の石垣景観	<ul style="list-style-type: none"> 集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。
広場	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。 集落と一体となって良好な景観を形成するよう整備方針を検討する。
石造物	<ul style="list-style-type: none"> 場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。
防風林	<ul style="list-style-type: none"> 潮害等を防ぐために発達しているものであり、集落景観の特徴でもあるため保全に努める。
集落の緑地	<ul style="list-style-type: none"> 森林保全に努める。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。 電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。
信仰に関する空間	<ul style="list-style-type: none"> 集落内に点在する殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 景観協定を締結する等、集落内でのより細やかなルール作りを目指す。

（２）生業空間

文化的景観を構成する主要な要素と位置づけ、景観保全を図るとともに、営農の支障となる案件については、改善策を検討しながら棚田景観の継承に努める。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
棚田	<ul style="list-style-type: none"> 石垣のある水田、畦畔、用水路等からなる。比較的、耕作放棄地になっている場所が少ないため、現状維持に努める。 圃場整備はできるだけ行わず、棚田景観を生かしたまちづくりの可能性を検討する。
畑地	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地になっている場所が多く、農地としての再生の可能性を検討する。
牧野	<ul style="list-style-type: none"> 草地は良好に保全されている。牛が逃げないように設置され

	ている牧野を囲む石垣が特徴的であり保全に努める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 農地の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備に努める。
溜池	<ul style="list-style-type: none"> 営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ景観の保全を図る。
信仰に関する空間	<ul style="list-style-type: none"> 野立て等の行事を行っていた場所や、殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。

（３）原生林や里山等で構成される自然的空間

現状の植生区分に従った管理を行うとともに、伐採跡地の回復、育成を行うことで森林保全に努める。本地域において、優れた自然景観の多くは自然公園法で保護されているが、それらに隣接し、景観として連続したものについても、同様に保全されるよう努める。

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
天然林	<ul style="list-style-type: none"> 天然林が残る森林の多くは、自然公園で保全されており、今後も現状維持を行うこととする。
二次林	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で薪を使用していた際は、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、シイ・カシ林が多い。森林の適切な維持管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。
人工造林	<ul style="list-style-type: none"> 水土保持を重視する森林整備に努める。 森林と人との共生を重視する森林整備に努める。 資源の循環利用を重視する森林整備に努める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 森林の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備を行う。 文化的景観区域内においては、高規格林道の設置は原則として行わない。
河川	<ul style="list-style-type: none"> 自然護岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 多様な生態系の維持に努める。 公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。
信仰に関する空間	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林は、聖なる山、聖なる島等として信仰における聖地の核となっていることから、空間の価値を損なわないよう景観の保全を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 文化的景観区域内に大規模な鉄塔類を設けないことを原則とする。防災等の観点からやむを得ない場合は、周囲の景観に

	<p>十分配慮を行う。(山稜線を分断しない、主要な眺望ポイントと同一視野に入らない等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設については、文化的景観区域には原則として設置しない。 <p>自然公園(西海国立公園)内については、環境省自然環境局が定めた「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(H16.1.19)があり、長崎県立自然公園においても長崎県自然環境課定めた「長崎県自然公園内における風力発電施設(風車)の取扱い基準について」(H14.11.11)がある。それらの区域に隣接し、周囲の景観と一体となった文化的景観区域でも、同様に考えることとする。(第7章参考資料:風力発電施設についての考え方)</p>
--	---

2 既存法令等による土地利用規制の整理

申出対象範囲には、景観法に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法による行為規制が適用されている土地が含まれる。

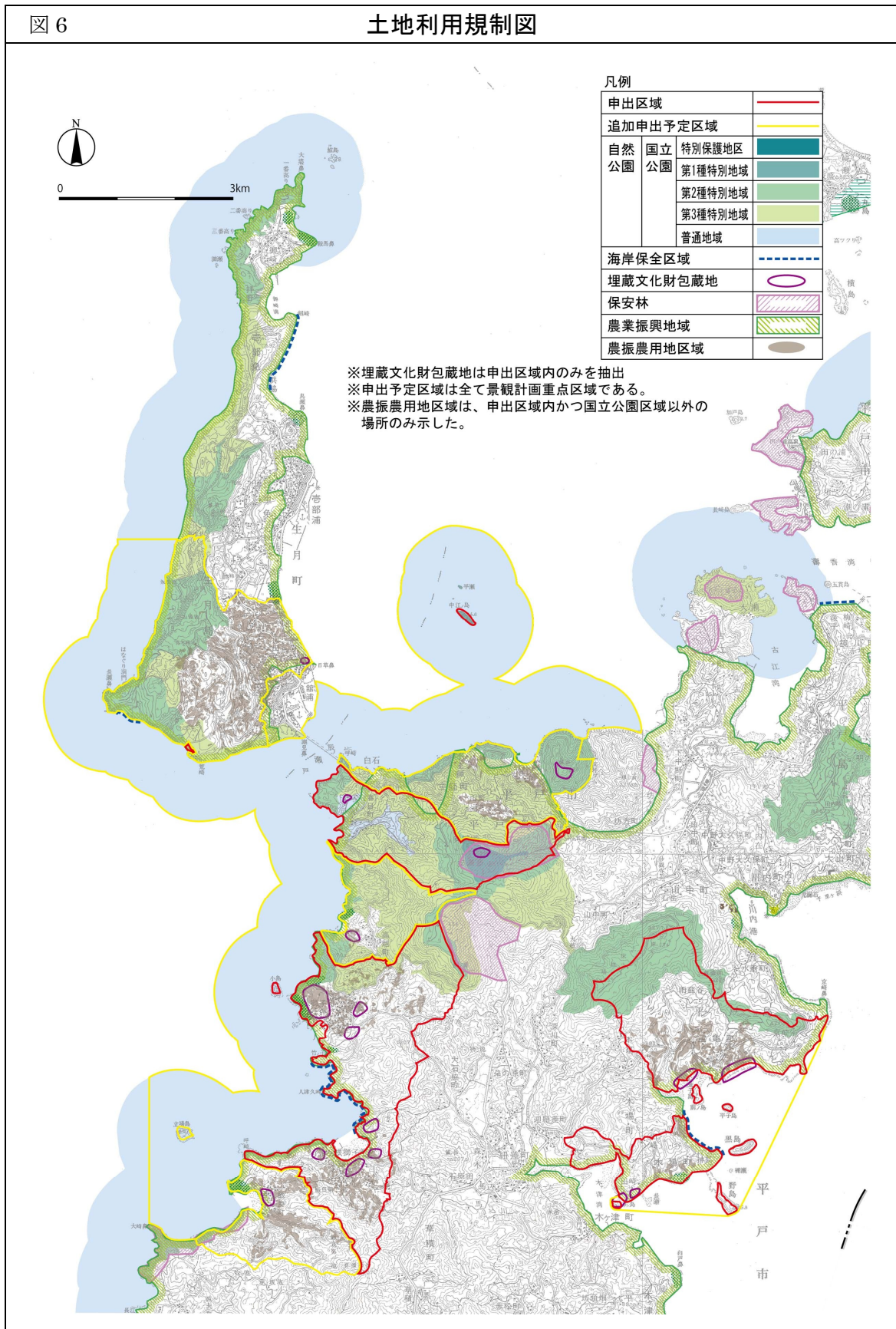
■土地利用規正法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則規定
自然公園法 (国立公園)	特別地域	許可又は届出	<p>【許可事項】</p> <p>①工作物を新築し、改築し、又は増築すること、②木竹を伐採すること、③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること、④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、⑥広告物等掲出・設置し、又は広告等を工作物等に表示すること、⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること、⑧水面を埋め立て、又は干拓すること、⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること、⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること、⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること、⑫屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩を変更すること、⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること、⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること、⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域にお</p>	懲役又は罰金

			ける風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの 【届出事項】 木竹の植栽、家畜の放牧	
	普通地域	届出	①その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）、②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること、④水面を埋め立て、又は干拓すること、⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）、⑥土地の形状を変更すること、⑦海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）。	懲役又は罰金
景観法	生月、平戸西海岸、宝亀地区	届出	①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為、④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為	罰金
平戸市景観条例 ※添付	重点景観計画区域	届出	①土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更行為、②木竹の伐採、③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積、④水面の埋立又は干拓行為	勧告
森林法	地域森林計画の対象となっている民有林	許可	1 haを超える開発行為	罰金
		届出	立木の伐採	罰金
	保安林	許可	①立木の伐採 ②立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為	罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘しようとする行為	—
文化財保護条例	県指定重要文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	—
	市指定重要文化財	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	—
農地法	農地	許可	農地の権利の移動、農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等の開発行為	懲役又は罰金

図 6

土地利用規制図

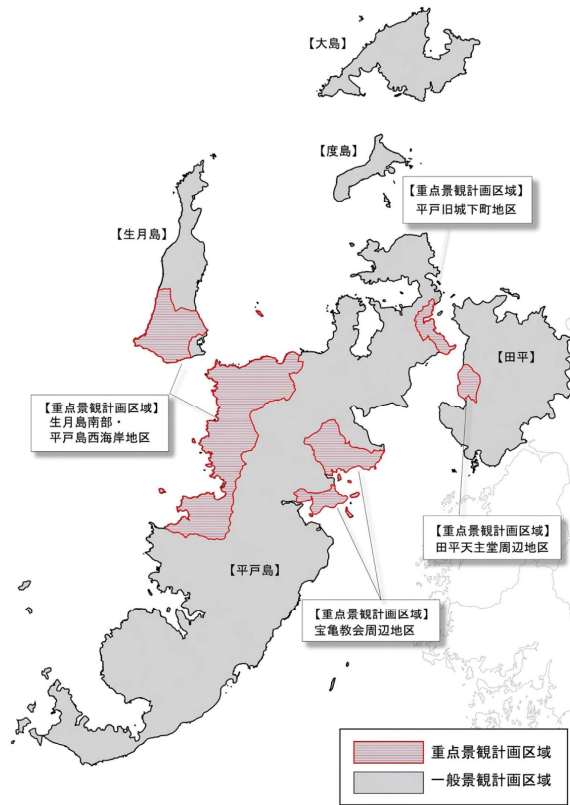


3 景観法に基づく景観計画による行為誘導

重要文化的景観申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要であり、平戸市では、平成21年3月、平戸市全域を対象に「平戸市景観計画」を策定し「平戸市景観条例」を制定した。

平戸市景観計画では、市域全体を一般景観計画区域と重点景観計画区域に分け、さらに重点景観計画区域を以下の4つの区域に分けそれぞれの景観特性に応じた景観形成に努めることとし、区域ごとに景観誘導指針を示している。

- ① 平戸旧城下町地区
- ② 田平天主堂周辺地区
- ③ 宝亀教会周辺地区（重要文化的景観申出予定地区）
- ④ 生月島南部・平戸島西海岸地区（重要文化的景観申出予定地区）



(1) 重点景観計画区域における景観形成の方針

重点景観計画区域においては、「重点景観計画区域における景観形成の方針」に基づき、以下のような行為の制限を定める。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ② 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為
- ⑤ 木竹の伐採
- ⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
- ⑦ 水面の埋立て又は干拓行為

上記行為のうち、影響の軽微なものについては、届出対象行為の適用除外（景観法第16条第7項関係）とし、景観計画に定めている。

(2) 行為の制限（景観形成基準）

重要文化的景観の申出予定地区（生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区）の届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、次の通りとする。

行為	行為の制限（景観形成基準）
①建築物	<p>[位置・高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。 (宝) ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・ 高さは原則として13m以下とする。 ・ 行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないよう、その位置や周囲からの見え方に十分に配慮する。(宝) <p>[色彩（屋根）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の屋根の基調色は、焦げ茶色、黒灰色又は暗緑色のうち、周囲の自然景観と調和した色彩とすることを推奨する。 ・ 基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度4以下 ・ その他の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度2以下 <p>[色彩（壁面）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の壁面の基調色は、茶色、ベージュ色、クリーム色又は灰色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすることを推奨する（ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。 ・ 基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度4以下 ・ N（黒）系の色相を使用する場合は、明度3～9 ・ その他の色相を使用する場合は、明度3～8、彩度2以下 <p>[形態・意匠]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観との調和を図るため、特異な形態の建築物としない。 ・ 建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 <p>[附帯施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の敷地の境界を囲う場合は、自然石による石垣、生垣とすることを基本とし、ブロック塀またはフェンスを用いる場合であっても、あらかじめ表面に化粧を施した材料を使用したり、修景植栽を併用する等、周辺景観との調和に配慮する。 ・ 壁面施設及び屋上施設（空調室外機、プロパンガスボンベ、アンテナ等

	<p>の屋外に設ける施設)は、公共空間から目立たない位置に設けるか、建築物本体や周辺景観との調和を保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・ ライトアップ等を行う場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。 <p>[敷地の緑化措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に樹木がある場合は、できるだけその保全を図る。 ・ 緑豊かな景観とするため、敷地内はできる限り緑化する。
②工作物	
棚田・段畑・牧野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田・段畑の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。 ・ 牧野の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。(生)
擁壁等のり面保護構造物その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁等を設置する場合は、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮する。
電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類する工作物の色彩は、ダークブラウン(焦げ茶色)を基本とし、マンセル表色系において、概ね次の通りとする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。また、木柱を用いる場合は、素地色も可とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>色相 10YR 明度 2.0 彩度 1.0 程度</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
携帯電話用アンテナ、送電鉄塔及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫する。 ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機を設置する場合は、木の格子の覆いの使用、周囲の景観に調和した着色、建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮する。
その他	<p>[位置・高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・ 特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。(宝) ・ 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・ 周辺の建物よりも突出したものとせず、原則として13m以下とする。

	<p>[色彩等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色彩は、周辺の自然景観との調和を図るため、落ち着いたのある色とし、マンセル表色系において、次の通りとする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下
③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望点や道路その他の公共の場から望見できないように植栽または塀などで遮蔽措置を講じる。 ・ 跡地は、速やかに整正するとともに、適切な緑化措置（自然植生の復元、芝や樹木の植栽等）を講じる。
④土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正は原則として土羽によるものとする。 ・ 法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝や低木等）を講じる。 ・ やむを得ず、擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮する。 ・ 行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないように、緑化やその位置の工夫を行うなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。（宝）
⑤木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 ・ 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件を整然と集積または貯蔵する。 ・ 眺望点や道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵する。 ・ やむを得ず、眺望点や道路その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮蔽措置を講じる。
⑦水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。

注：記号（生）を付記する項目は「生月島及び平戸西海岸地区」を対象とする。

記号（宝）を付記する項目は「宝亀教会周辺地区」を対象とする。

(3) 景観計画におけるその他の事項

平戸市景観計画において、①景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針、②屋外広告物の表示等に関する基本方針、③景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準、④景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項、を定めている。

これらの方針は、景観行政団体である平戸市が、今後も良好な景観を維持するために必要であると定めた最低限の配慮事項であり、景観重要公共施設に指定されていない公共施設についても、これに準じることが望まれる。

また、屋外広告物は、地域の景観に大きな変化をもたらす場合があるため、上記した②の基本方針のほかに、より細かい基準の策定を行うものとする。

4 現状変更の取扱い

重要文化的景観は、法執行上の規定として文化財保護法第8章(第134条―第141条)に、重要文化的景観の選定や現状変更の規制等が記されている。

また、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第24号)の公布により、文化的景観を形成する重要な構成要素を特定することとなった。この改正により、重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出(法第136条関係)及び現状変更等の届出(法第139条関係)は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすることとなった。

申出地域で行われる現状変更対象行為の多くは、自然公園法、農地法、森林法、景観法等に基づく届出の対象行為となっている。

(1) 文化財保護法の届出対象行為

文化財保護法で届出対象とする行為は、以下の行為である。当該物件の所有者は、現状変更の際に、教育委員会と協議の上、文化庁長官に対して届出を行うこととする。

■届出を要する行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	〃
現状変更	移転・除去等、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更しようとする日の30日前まで

※滅失又はき損(法第136条)については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は省令(第4条)で定められている。

※現状変更の届出等(法第139条)については、現状変更については維持の措置若しくは

非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでないとしてされており、その措置の範囲は省令（第7条）で定められている。

（2）文化財保護法の届出を要しない行為

以下に定める行為については、影響の軽微であるものとし、本計画において届出を要しない行為として定めている。

- ① 地盤面下又は水面下における行為
- ② 仮設の建築物、工作物の建設等
- ③ 通常管理行為、軽微な行為
 - ア 建築物の新築、増築等、外観を変更することとなる修善若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 建築面積が 10 m²以下の建築物
 - ・ 色彩の変更行為を行う部分が 10 m²以下のもの
 - ・ 擁壁等（塀、柵含む）の構造物その他これに類するもので、面積が 10 m²以下のもの
 - ・ 電柱、照明灯、携帯電話用アンテナ、その他これに類するもので高さ 3m 以下のもの
 - ・ 生業を営むために行う、高さが 1.5m 以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の設置等
 - ・ 生業を営むために行う、幅員が 2m 以下の用排水路又は幅員が 2m 以下の農道若しくは林道の設置
 - イ 土地の形質の変更行為で、面積が 100 m²以下のもの（ただし、これにより建築物・工作物等が生じ、アの基準を超える場合は届出を要する。）
 - ウ 木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 森林の保育、施設管理のために通常行われる木竹の伐採
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

教育委員会は、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第8章（第140条）により報告を求められた場合は、文化的景観の現況について報告するものとする。

また、文化的景観区域内で平戸市景観計画による届出等があったものについては、景観計画担当部署及び教育委員会で協議を行うこととし、現状変更の内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。（域内で行われる公共工事を含む。）

重要文化的景観の滅失又はき損が省令第4条に定める行為についても、教育委員会と事前に協議を行うことを原則とする。

第4章 文化的景観の整備活用に関する事項

1 整備活用に関する考え方

基本方針を踏まえ、整備活用に関する考え方を以下に示す。

整備活用については、16世紀から水田景観を軸に発達してきた農漁村集落の姿を体感し、地域の文化を知ることができるようにすることを基本とする。調査研究による価値づけを継続することはもちろんのこと、修景事業の計画・実施、景観保全を担う人材育成等、検討事項は多岐に渡る。

平戸島と生月島の文化的景観の整備は、農漁村集落としての巨視的な景観を保全するよう努める。文化的景観の保全については、関係部署と調整し、価値のき損や滅失がないように努めることが原則である。

公共事業については、これまで管理者が異なるという理由から、隣接する場所であっても、工法や材料の違いがあり、景観保全の整合性が取りにくいことが課題であった。公共工事は景観への影響が大きいため、景観保全に対する認識を統一する必要がある。また、農漁村集落景観には、学校、橋梁、道路、港等、景観に大きな影響を及ぼす公共施設が含まれている事が多い。これらについては、景観計画の中で景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項を定めることも想定される。国土交通省から、「公共事業における景観検討の基本方針」(H21.4.1改訂)が示されており、その他景観ガイドライン等も多数策定されていることから、それらの内容を踏まえた事業実施に努めることとする。(第7章参考資料：公共事業におけるガイドライン等の尊重)

文化的景観を確実に継承していくため、地域住民の必要に応じて景観計画の見直し等も検討していく。

文化的景観の活用のため、上述した景観保全の取り組みと同時に、県内に分布する同様の価値を持つ文化的景観地域との連携を図り、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録の取り組みに併せ、広域な周知啓発ルート等の開発に取り組むこととする。

保存調査で抽出された景観阻害要因については、文化庁事業等を活用して、修景や除去に努める。これらの修理修景を実施しながら、地域内の拠点施設の整備や、サイン計画等を併せて検討する。

また、文化的景観を長期的に保全し、継続していくために、地域産業の育成を図るものとする。

2 整備活用の方針

(1) 無形の要素を背景とする集落

景観を構成する要素	整備活用の方針
住居	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的景観の価値を広く周知するために、情報発信・展示を行う拠点施設の整備を検討する。博物館島の館のほか、空家等を利用した地域の活用拠点施設の整備も考えられる。 ・ 庭園等、建築物と一体となって良好な景観を形成しているものも含めて保全、整備に努める。 ・ 現在、集落には木造平屋建で勾配のある屋根形状を有しているものが多い。住居は木造が望ましく、高さについては2階建て以下を原則とする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力ある集落景観を作ることで、交流人口の増加を図る。 ・ 修学旅行生等を受け入れる農家民泊を行っている世帯もあり、整備活用計画との連携を図る。 ・ 農家民宿としての利用を検討し、交流人口への受け入れ態勢の充実を検討する。
事業所	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イベント開催時の拠点施設として、周辺部の整備も考えられる。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協で鮮魚の即売会を行っている地域もあり、他地区の事例を参考に活用策を検討する。
神社、寺、教会堂	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宝亀教会堂（県指定文化財）については、各種補助事業等を利用し修景整備を検討する。 ・ 参道や庭園等、建築物と一体となって良好な景観を形成しているものも含めて保存整備を検討する。 ・ 従来の構造、材料、色彩等の保存に努めた整備を行うこととする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光利用が多い宝亀教会堂は、地域活動の拠点となる場所であり、整備活用計画との連携を図る。 ・ 聖地である安満岳頂上部については、神社・参道、寺跡、墓地等の石造物、天然林等がよく残されている。登山客も多く、

	<p>文化的景観の価値を付加することによって、更なる利用増進を図ることとする。</p>
公共施設	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校や消防倉庫等を改修する場合は、周囲の景観との調和に努める。 漁港整備で、大きな構造物が設置される場合は、特に周囲の景観に調和するよう配慮を行う。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に設置されている公共施設（学校や公園等の広場）については、地域活動の場として積極的に利用ができるよう調整を行う。
道路	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内の価値は、散策することで理解が深まるため、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を検討する。 現状の土地利用を尊重したものとし、できるだけ土地の形状変化が少なくなるよう整備に努める。 整備にあたっては、切土、盛土の量を少なくすることが望ましく、極端に大きな法面が出ないように努める。 植生吹付けを行った場合は、地域の植生に合った種子を選定し、複数の種子を混ぜる等して、早期の景観回復に努める。 ガードレールは、必要な箇所にのみ設置することとし、景観の連続性を阻害するような場所には、ガードケーブルの設置を検討する。また、「防護柵の設置基準」(H16.3改訂)で、色彩や設置における基準が定められたほか、防護柵設置の際のガイドラインも示されている。以下のような課題が提示されており、それらの課題をクリアするよう努めることとする。 <p>防護柵の課題（防護柵の設置基準より）</p> <p>【設置上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必ずしも防護柵としての機能が求められていない場所に設置されている。 <p>【景観上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺景観の中で防護柵が目立っている。 外部への眺望が阻害されている。 形状、色彩の異なる防護柵が隣接して設置されている。 近接して設置される他の道路施設と景観的統一性がない。 歩行者が触れる施設としての配慮に欠けている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路幅員及び歩道は、地域の利用状況に合わせた規模が望ましく、計画の段階で十分な調査と協議を行うことが望ましい。 ・ 石材パターン等の化粧型枠は、逆に周囲の景観に馴染まない場合があるため、設置にあたっては十分に検討を行う。 ・ コンクリート構造物が視界に入りにくいよう配慮を行う。文化的景観地区内では、コンクリートに顔料を混ぜるなど、明度を落とすことを基本とする。 ・ 文化的景観区域内には公衆トイレがない地区も多いため、長期的な活用を見据え、小さな道路公園の整備も検討される。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路整備の際に生じる残地を活用し、駐車場や展望施設としての活用が考えられる。 ・ 集落内の小道（歩道）については、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。
墓地	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活に密接した場所であり、現状維持に努める。 ・ 地域における重要な構成要素になる可能性のあるものについては、その保存の可能性について検討する。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カトリック墓地においては、外国人神父の墓がある場所もあり、地域の発展に尽力した人物として、手厚く埋葬されている。誘導案内板や説明板が設置されており、観光客も訪れる場所となっていることから、他の資産との連携を図ることで、更なる交流人口の増加が見込まれる。
集落の石垣景観	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地を取り囲む防風垣や建築物の壁の一部となっている石垣は、平戸島西海岸地域の景観の特徴となっており、保全に努める。 ・ 特に獅子地区や飯良地区の石垣景観は、景観の連続性を強く表している重要な要素であることが保存調査で明らかになっている。これらの保存に努めるとともに、連続性を阻害しているものについては、修景若しくは除去を検討する。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落内の小道を散策すると、数多くの特徴的な石垣景観を見ることができる。貴重な地域資源であり、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。

<p>広場</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園整備等については、周囲の景観と調和した施設整備に努めることとする。広場を囲む金網のフェンスや大規模なネット、舗装材、トイレのデザイン等については、十分な配慮が必要である。 既存の公園については、改修の際に修景を実施していくこととする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント広場として、又は日常的に利用可能な憩いの場としての活用を図る。
<p>石造物</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に散在する灯籠等の石造物は、現状維持に努める。 記念碑等は景観を阻害する要因となり得るため、原則として設置は行わないこととする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 三界萬霊塔等、地域史に深く関連する石造物も多い。その地を訪れた旅行者等がその価値を理解できるようなマップ等の作成が考えられる。
<p>防風林</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 海からの強い季節風を防ぐためのものであり、潮害等を防ぐ目的があるため、現状維持に努める。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落内の小道を散策すると、大規模な防風林を見ることができ、貴重な地域資源であり、散策マップ等を作成することで、新たな観光コースとしての活用も考えられる。
<p>集落の緑地</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林として現状維持に努める。 地域景観の核となるような樹木の伐採は行わないことを原則とする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林として現状維持に努める。
<p>工作物</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 電柱地中化については、工事費の問題のほか、道路掘削や付帯施設の設置等の景観上の問題もあり、長期的な計画策定を要する。 景観を阻害する要因については、修景事業を実施していく。

	<p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等で使用する仮設工作物が、長期間広場等に放置されることがないように努める。
屋外広告物	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要最小限の場所に、適切な大きさ、適切なデザインのものを配置する。 ・ 貴重な文化財の脇に案内板を設置する場合は特に注意を要し、文化財自体の価値を損なうことがないように努める。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本地区の文化的景観は、説明板を設置しないとその価値が分からないものも多く、関係部署と調整を図りながら設置を行い、文化財としての活用を図る。
信仰に関する空間	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無形の文化について引き続き調査を行い、それを継続させるための方策を検討する。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無形の文化（かくれキリシタンのオラショ等）の保存に加え、公開の場を持つことで、伝承されてきた貴重な地域文化に触れる機会を提供する。
その他	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的景観の価値を高めるため、地域内の文化財の調査、修復、整備を行う。 ・ 地域で景観協定を締結し、より細やかなルール作りを目指す。 ・ 修景に関しては、文化的景観保護推進事業で行う事業のほか、様々な支援策を用意していくことが考えられる。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的景観の価値については、その区域内の住民への周知に加え、観光客を含めた幅広い周知を行う。 ・ 生涯学習の一環として、公民館講座等を活用し、文化的景観の周知を図る。 ・ 地域の魅力をどのように伸ばし活用するのか、目標を明確にする。 ・ 学校教育の学習教材として、文化的景観を知る、触れ合う機会を提供する。 ・ 増加が見込まれる交流人口（観光客等）の受け入れ態勢を確立させる。

(2) 生業空間

整備活用の方針	整備活用の方針
<p>棚田</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の価値は、散策することで理解が深まるため、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を行う。 ・ 農地災害復旧工事では、可能な限り従前の石材を使用する等、景観の保全に努める。 ・ 災害復旧工事の際に必要なとなる自然石については、市で事前に購入し、ストックしておくことで早急に必要となる石材として利用できないか検討を行う。 ・ 景観の連続性を阻害しているコンクリート擁壁等については、修景を検討する。 ・ 地域内での石積み技術の継承に努める。 ・ 駐車場整備等のハード事業を行う場合は、適切な場所に最低限必要な規模で整備を行うこととする。後に策定される整備活用計画に沿った整備を進めることとする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落や農地（棚田）の修景を行うことで、交流人口増加のほか、棚田米としての付加価値付け又は販路拡大を目指す。 ・ 学校教育の学習教材として、文化的景観を知る、触れ合う機会を提供する。 ・ 地域ブランドとしての可能性を調査し、特産品の開発を行う。 ・ 地域の特性に合致するようであれば、棚田オーナー制を検討する。
<p>畑地</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作放棄地になっている場所が多いため、活用策を検討した上で、農地として回復を検討する。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落や農地（棚田）の修景を行うことで、交流人口増加のほか、畑地オーナー制を検討する。
<p>牧野</p>	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生月山田地区の牧野を取り囲む石垣は、地域独自の特徴的な景観であり、その保存整備に努める。 ・ 長距離遊歩道等の整備を検討する。 ・ 近年、草地系事業を行っておらず、半自然草地として貴重であるので、今後もそれらの事業をなるべく行わないようにす

	<p>る。どうしても必要な場合は、事前に専門家と協議を行うことが望ましい。</p> <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に遊歩道や休憩所が設置されている牧野もある。眺望の良い場所に設置されることが多いため、観光資源としての活用を検討する。
道路	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 棚田内の農道整備については、必要最小限の幅員とし、コンクリート構造物を見せない等、景観の保全に努める。 土地利用を尊重した整備に努める。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の歩道等を利用した遊歩道の整備が考えられる。
溜池	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤防や配水路等の工事については、その機能を確保しつつ、景観への影響を最小限に抑えた整備に努める。 水面から露出し、視界に入るコンクリート構造物には、着色を行うなど、景観への配慮に努める。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 棚田等を維持するために必要な施設であり、現状維持に努める。
信仰に関する空間	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 野立ち等の行事を行っていた場所や、殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> それらの場所や意味をまとめたマップ等を作成することで、無形の価値の周知に繋がると考えられる。
その他	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 修景に関しては、文化的景観保護推進事業で行う事業のほか、様々な支援策を用意していくことが考えられる。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地や海、殉教聖地等を生かした広域観光コースの設定を検討する。

(3) 原生林や里山等で構成される自然的空間

景観を構成する要素	整備活用の方針
天然林	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然林としての保全に努める。 ・ 保育は、有用天然木の育成と植生の繁茂状況等現地の状況を考慮のうえ適切に行うこととする。 ・ 天然記念物として、文化財指定も検討される。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登山利用が多いため、文化的景観の価値を併せて周知できる方法を検討する。
二次林	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保全に努める。 ・ 用材として一定の規模以上を伐採した場合は、植林を行う等、植生の早期回復に努める。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シイ、カシ類が多く、里山を活用した取り組みが望まれる。 ・ マテバシイ林の特異性を生かして天然林改良を行い、シイタケ原木の生産、木炭等の特用林産物の生産拡大等、林業活動の活性化を図る。
人工造林	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育は、目的樹木の生育を促進し、形質の向上を図り生産目的にあった健全な森林を確実に造成するため、画一的に行うことなく、目的樹木の生育状況、植生の繁茂状況等現地の実態に応じた保育標準表を目安に、効果的な作業方法、作業時期、回数等を十分検討のうえ適切に行うこととする。 ・ 松林を守るため、松くい虫防除事業により松枯れ防止に努める。 ・ 林業関連施策を総合的、計画的に推進し、森林の持つ諸機能の発揮と林業経営との調和を図る。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業としての産業育成に努める。 ・ 景観形成上、重要な役割を果たしている森林については保全に努める。
道路	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の価値は、散策することで理解が深まるため、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な森林施業、森林の適正な管理運営に欠くことのできない施設である林道は計画的に推進することとする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域ルートを作ることで、山地から農地、集落までの一体となったコース設定が可能になる。
河川	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然護岸や自然石積護岸を生かした整備を行う。 親水性の高い水辺環境は日常生活に潤いを与えるため、修景計画を検討する。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ホタルが生息する河川があり、ホタルの里としての活用を検討する。
信仰に関する空間	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 原始的な森林が聖地としての役割も担っており、森林保全に努める 安満岳や中江ノ島は、国立公園の第1種特別地域に指定されており、自然公園法により保護されている。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 中江ノ島で行われている「お水取り」（かくれキリシタンが聖水を採取する行事）は、国外からも取材を受けるほど貴重な文化である。島に上陸することは困難であるが、博物館等でその概要が分かるような展示を計画する。 中江ノ島や安満岳等の聖地を中心とした地域の精神文化のあり様は貴重なものであり、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録の取り組みに併せて活用を図る。
その他	<p>整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 修景に関しては、文化的景観保護推進事業で行う事業のほか、様々な支援策を用意していくことが考えられる。 土地の形質の変更にあたっては、十分留意するものとする。 <p>活用の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 需供バランスを考慮した計画的持続的な林産物の供給、森林の総合的な利用の促進等、地域関連産業の振興に努める。

林地の整備活用については、別途「平戸市森林整備計画（平戸市）」、「長崎北部国有林の地域別の森林計画書（九州森林管理局）」が策定されており、詳細についてはそれらの計画に拠るものとする。

3 整備活用計画

本章 1 項及び 2 項で文化的景観の整備活用の方針を示したが、詳細については、後に設置される整備活用委員会で検討を行い策定される整備活用計画に拠るものとする。この整備活用計画は、保存調査で明らかとなった文化的景観の価値を保護し活用するため、文化的景観地域内におけるより詳細な整備活用の指針を定めるもので、今後は、同計画に基づき整備を進め活用を図り地域振興に繋げることとしている。以下は、平戸市内における既存の取り組み等を踏まえた、整備活用計画の骨子（案）である。

【平戸島と生月島の文化的景観整備活用計画 骨子（案）】

（1）基本構想

『16 世紀から継続する農漁村集落の景観と文化を次世代に引き継ぐ』

文化的景観を生かした「まちづくり」

地域文化の継承と創造

文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

地域産業の振興

水田や牧野の景観を軸に発達してきた農漁村集落の姿を体感し、地域の文化を知ることができるようにするため、「地域文化の継承と創造」、「文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大」、「地域産業の振興」を軸に基本構想の検討を行う。

（2）基本計画

重要な構成要素として“集落”を挙げているように、本地域の文化的景観の価値は“集落の構造”にある。その構造を保全していくための整備計画と、それらを生かした活用計画の検討を行う。

1）地域文化の継承と創造

文化的伝統の保存・継承・活用、市民の文化活動への支援、地域の文化に触れる機会の提供等が考えられる。

2）文化的景観地域の資源を生かした整備と交流人口の拡大

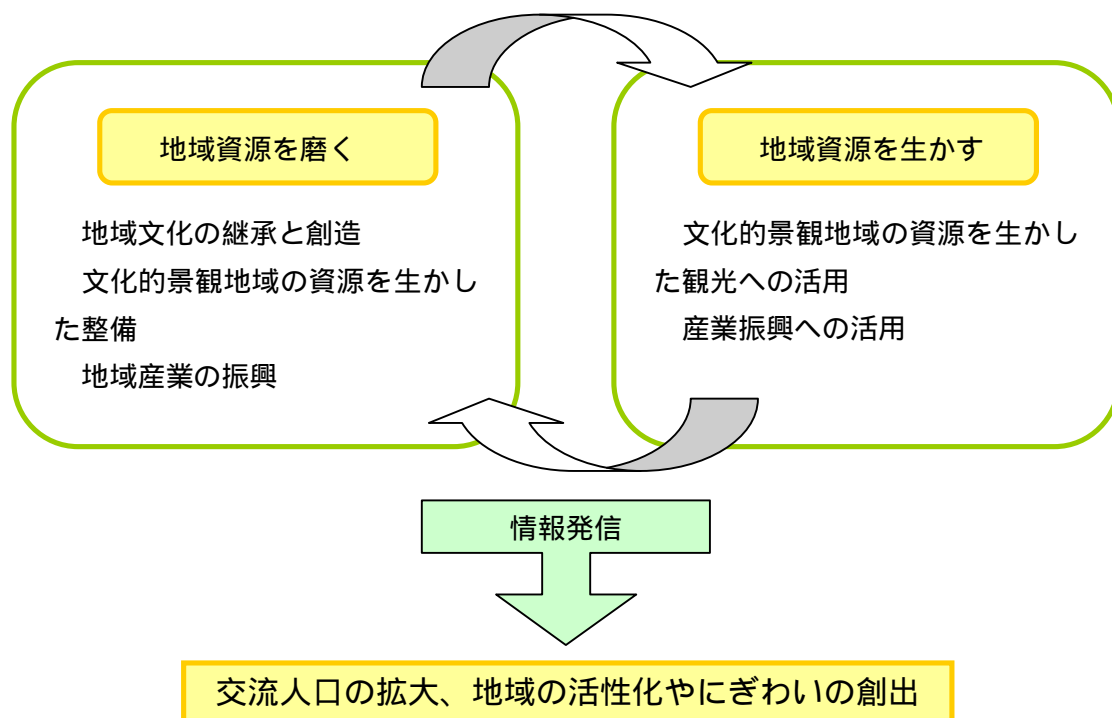
農漁村景観を生かした、体験型・滞在型観光の推進について検討を行う。テーマにあったメニューを充実させ、文化的景観を生かした周知啓発ルート（まち歩き型観光の擁立）の設定等が考えられるが、併せて、地域におけるもてなし体制も充実させる必要がある。交流人口の対象は市外からの観光客のみではなく、周辺地域に住む市民も対象にすべきであり、市民参加型イベント等を開催しながら周知啓発の取り組みを継続させる必要がある。

文化的景観地域の情報発信の強化、広域連携による活用の方策、文化的景観に配慮した整備等、地域と行政の連携も重要になってくる。

3）地域産業の振興

地域産業の振興は、地域社会の基盤を安定させるために重要なことであるため、関係機関と連携を図りながら取り組みを進める。

地域資源を磨き、生かすための取り組み



漁師体験



塩作り体験

新たな観光施設を作るのではなく、既にある地域資源を磨き生かすことを考える。文化的景観地域内で、既に取り組みが行われている体験事業（漁師体験、塩作り体験）や漁師料理屋、地域における景観保全の取り組み等を踏まえ、総合的な整備活用計画を策定しなければならない。

（３）平戸市における文化的景観地域の位置づけ

様々な計画や各種事業間における文化的景観地域の位置づけを明確にし、本地域の振興について、全庁的な取り組みを行える体制を確立させる。

また、施設整備にあたっては、現在の観光客の入り込み状況を把握しながら、適切な場

所に拠点施設を設けることが肝要である。

以下は、平戸市観光統計（2007）のデータを基にしたものである。

- ・ 平戸市における観光客数は約 160 万人（平戸地区約 120 万人、生月地区約 25 万人、田平地区約 14 万人、大島地区約 1 万人）であり、その多くが平戸島を訪れている。特に平戸城下町は、各地域への結節点に位置し、宿泊施設や観光施設が多く分布していることから、平戸市における観光の拠点となっている。よって、平戸城下町から文化的景観地域へ誘導するための方策について検討を行う。
- ・ 博物館島の館（生月地区）には、年間 2～3 万人が訪れている。文化的景観地域の結節点にある施設であるため、本地域の拠点施設として位置づけ活用を図る。
- ・ 宿泊客を地域別にみると、全体の約 6 割が九州からの観光客であり、北九州地区が第一位、長崎県内地区が第二位である。これらの地域は、情報収集が行動（旅行）に結びついた地域であり、今後、情報発信を強化する地区であるといえる。平戸の文化的景観地域は世界遺産の構成資産としても検討されている地域であり、世界遺産への登録が実現すれば新たな人の流れができると思われるため、それを踏まえた整備活用計画を策定することとしている。
- ・ 観光施設の入館者数を見ると、平戸城（69,636 人）、松浦史料博物館（52,643 人）、島の館（28,356 人）、平戸観光資料館（7,670 人）、切支丹資料館（6,100 人）となっている。平戸城は城下町ゾーンにあり、島の館は文化的景観地域内にあるため、城下町ゾーンの施設を第一次拠点施設、文化的景観地域内の施設を第二次拠点施設（地域拠点施設）と位置づけ活用を図ることも考えられる。
- ・ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに記載されたことで、入場者が増えている田平天主堂や宝亀教会と連携した、文化的景観地域を周遊させるルート設定についても検討を行う。
- ・ 民間での取り組みとして、漁師体験や塩作り体験が文化的景観地域内で行われているため、連携を図ることとする。



平戸城（平戸城下町）



サンセットウェイ（生月地区）

整備活用計画を策定するにあたっては、適切なゾーニングを行い、各地域が生かすべき魅力を把握した上で、動線計画やそれに伴う整備計画をたて、それを活用するための方策について検討を行う。

以下に示すのは、文化的景観地域における周知啓発ルートの案である。

現在の主要な観光ルートについて（図7）

平戸市における観光客数は年間約 160 万人であり、その多くが平戸市街地（平戸城下町ゾーン）を通過している。観光アンケート調査（2007）によれば平戸観光に期待したものととして上げられた上位4項目は、「自然・景観」、「郷土料理」、「文化財」、「温泉」となっていることや、年間観光客数の多くを日帰り観光客が占めていることから、その目的はドライブ主体であると考えられる。

既に一定数の観光客が生月地区を訪れている状況であることから、まずは、その人の流れを文化的景観地域へと周遊させる仕組みづくりを行うことが必要である。更に、平戸城下町観光の拠点となる施設（観光案内所、各博物館・史料館、お土産屋等）から、これまで城下町地区で止まっていた新たな客層を生月地区へ誘導することも必要になってくる。

平戸城下町を平戸観光の基点となる第一次拠点地区とし、第二次拠点地区（生月地区等）への観光客の効率的な誘導を行うことが肝要である。

現在の観光動線を生かした、地域レベルでの周知啓発ルートの設定について（図8）

平戸城下町から生月地区の大バエ灯台までの観光動線は、既にある程度確立されている。しかし、生月地区が小さな島であり、わずかな時間で観光できることから非常に滞在時間の少ない地区であるといえる。生月島入口に、道の駅や博物館島の館があるため、ここを地区における拠点施設として位置づけ、文化的景観地区への周遊を促すとともに、本地区の価値を伝える場所として整備を図ることとする。

第一次拠点地区である平戸城下町から訪れた観光客に、地区の魅力や価値を伝え、いかに文化的景観を生かした周知啓発ルートへと導けるかが肝要である。

地区レベルでの周知啓発ルートの設定について（図9）

ここでは、第一次・第二次拠点地区から訪れてきた観光客をいかに長時間滞在させるかを検討すべきであろう。本地区の集落は歩くことでその価値が伝わるものであるため、地区内で拠点となる施設（史料館や空き屋を生かした案内所等）を軸に、地区内の文化財や生業空間、各種体験事業を絡めながら、多様な要求に応えられるように複数のルートを設定することとする。地区内の散策マップ等の作成が必要と思われる。

場合によっては、駐車場やトイレ等の設置も必要になるかもしれないが、ここで重要なのは、文化的景観の価値を壊さないように最小限度の整備に留めることである。

図 7

現在の主要な観光動線

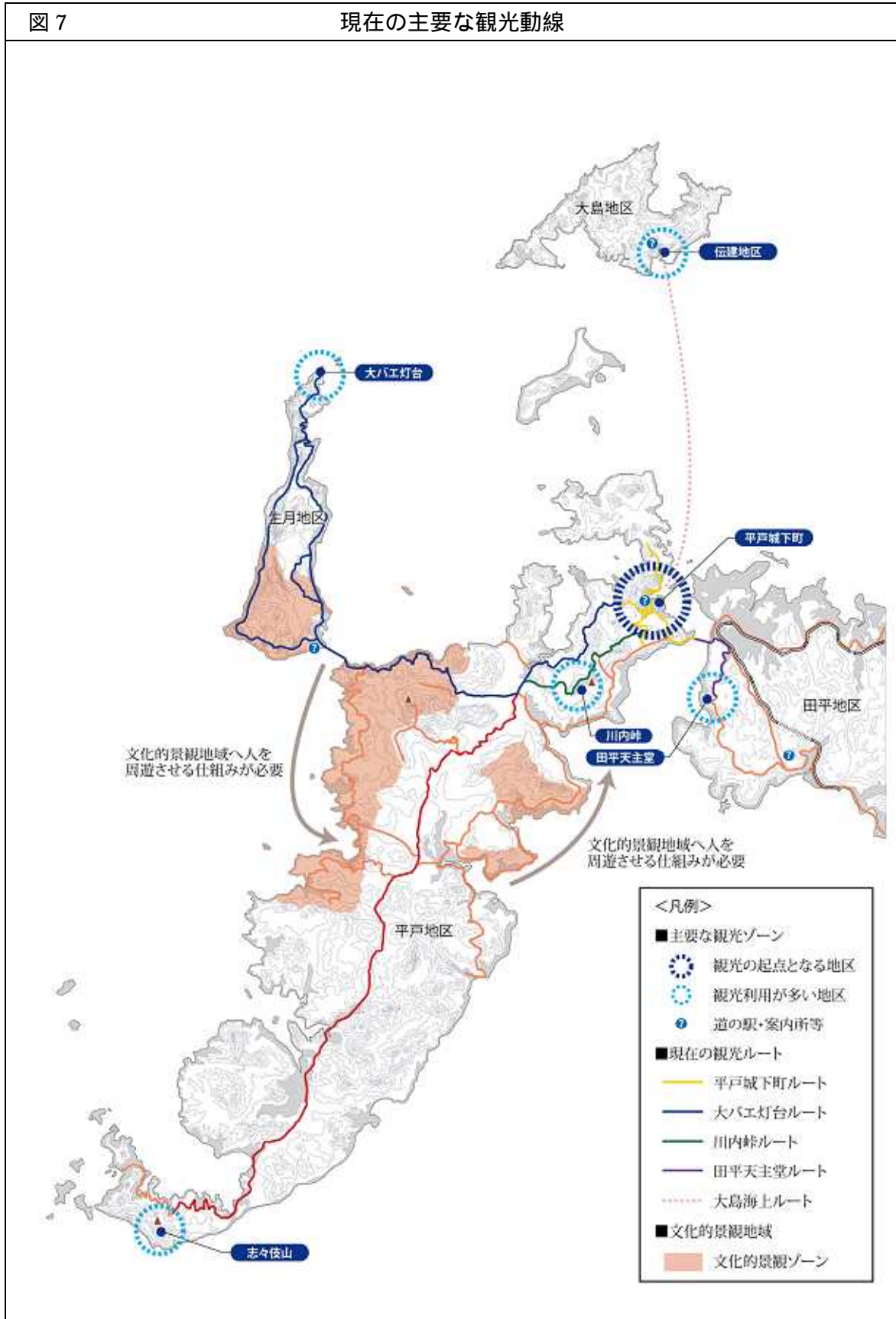


図 8 観光動線を生かした地域レベルでの周知啓発ルートの設定 (案)

■キリシタン文化を基層とする集落を生かしたルートの設定

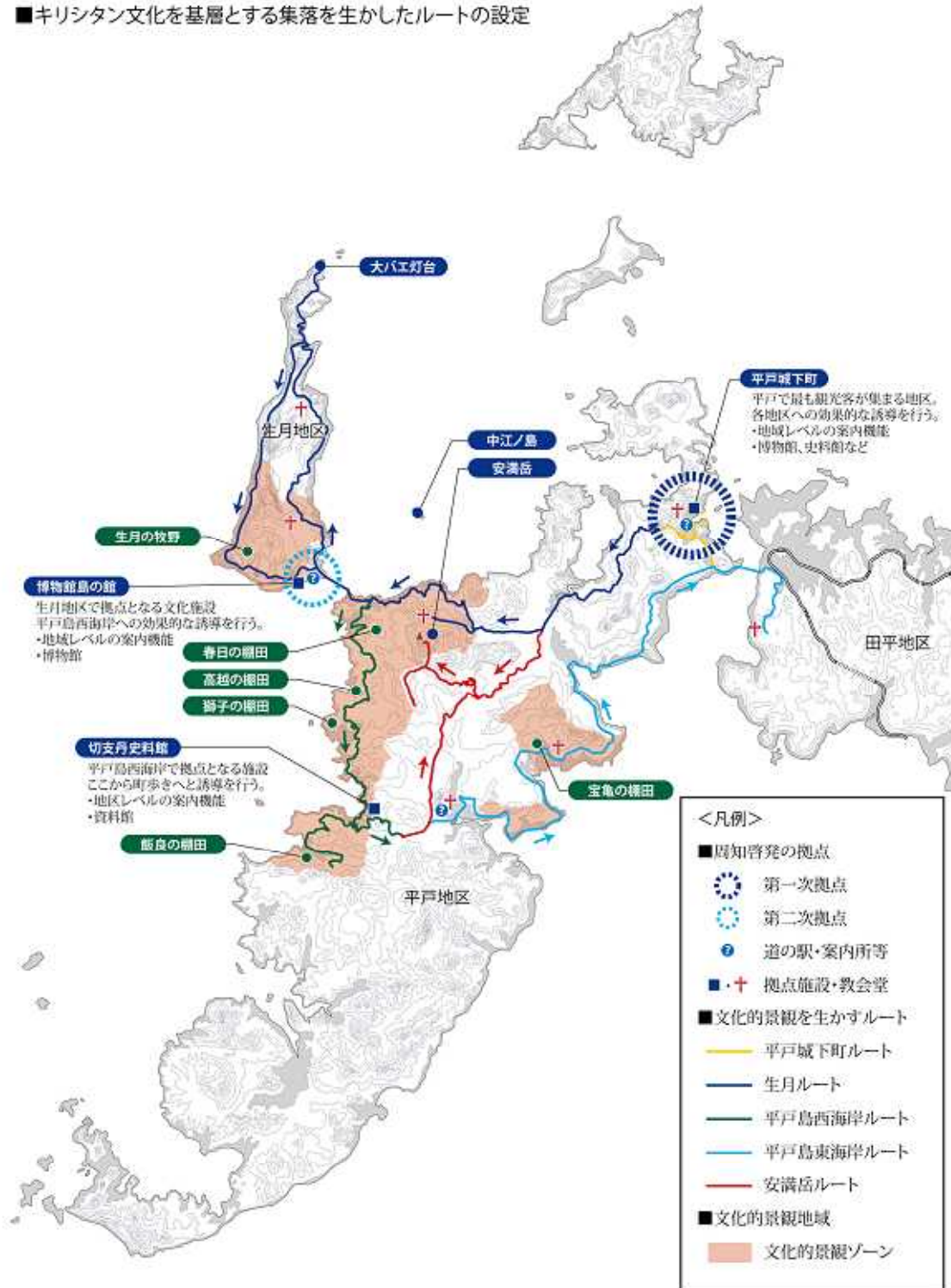
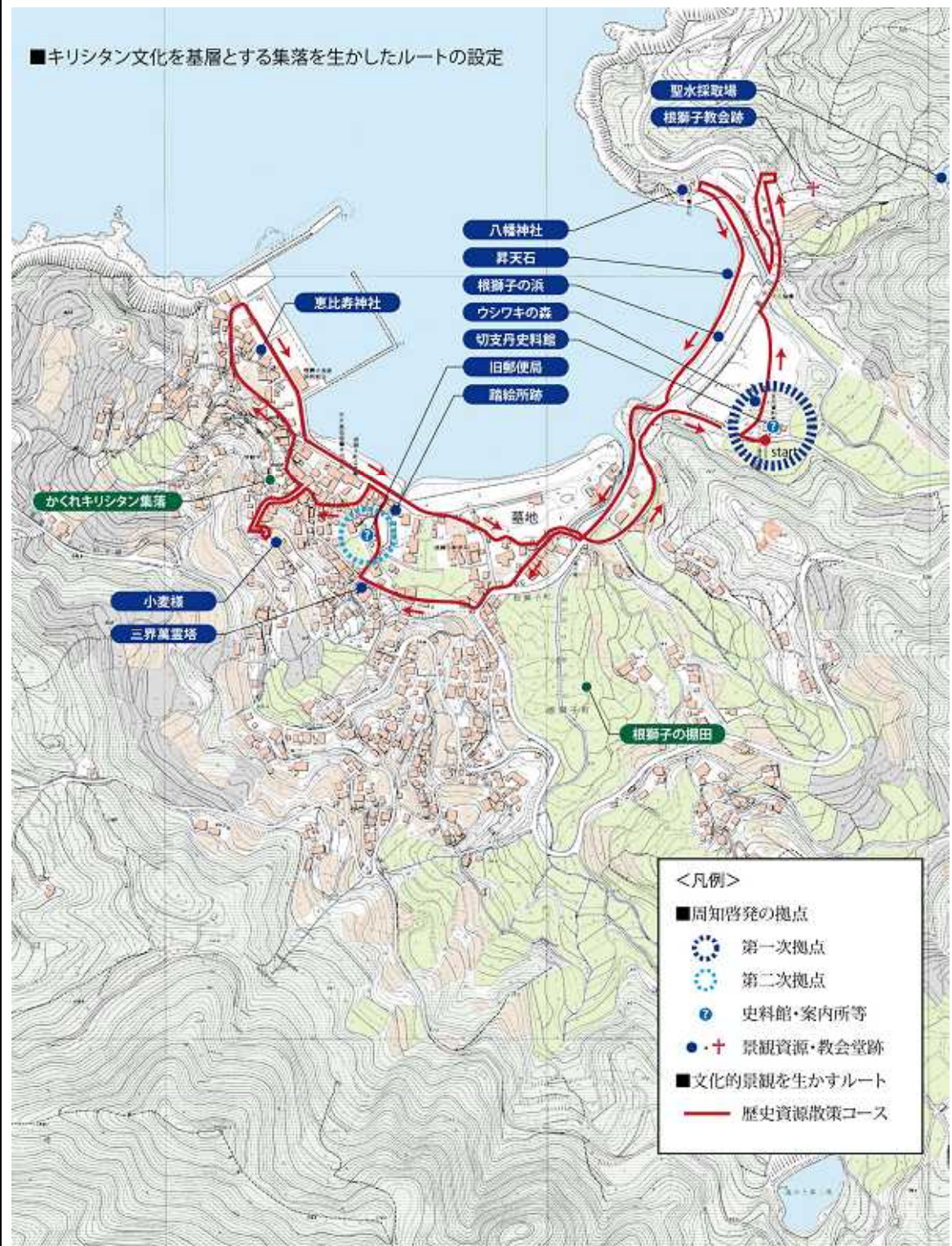


図 9

地区レベルでの周知啓発ルートの設定（案）



既存の建築物を生かしながら、平戸市独自の活用計画を策定する。

第5章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

1 管理運営に関する考え方

基本方針を踏まえ、管理運営に関する考え方を以下に示す。

地域の文化的景観は「地域の資産」であり、良好な景観とともに継承していくには、地域住民と行政の協働が必要になってくる。「良好な景観」の定義は主観に拠るところが大きく、概念的であり、地域の人たちがその議論を深めることは難しいと思われる。しかし、自分たちの町にとって、何が好ましく、何を残していきたいのかを挙げることは可能であり、対象物が明確になると、景観保全に対する意識も向上してくるものである。

農漁村地域は、自然への人為的な働きかけで景観が形成されてきた場所であり、それら生業が営まれる中で形成されてきた景観を引き継ぐことが重要である。そのためには、地域住民及び行政は文化的景観の価値を正しく理解し、その継承のために必要な体制づくりを進めなければならない。

本計画は、あくまで文化的景観の保存継承の枠組みを定めるものであり、この計画が効力を発揮し景観保全への取り組みへと繋げていくためには、景観行政団体である平戸市や国・県等の施設管理者、地域住民の協力関係の構築が求められる。

文化的景観の整備と活用

【行政が行う整備】

- ・ 修理基準、修景基準に基づく整備
- ・ 庁内関係部署との連絡調整
- ・ 国、県関係機関との協力体制
- ・ 地域への支援策

【所有者が行う整備】

- ・ 修理基準、修景基準に基づく整備
- ・ 良好な景観を維持するための修景
- ・ 行政と協力した担い手育成策

【早期に検討すべき整備活用計画】

- ・ 観光、学校教育、生涯学習の場として
- ・ 地域にとって必要な公共事業とは
- ・ 地場製品の育成

2 地域住民の役割

景観法で高さや色等の基準を設けたところで、それを守れば必ずしも良好な景観が形成されていくというものではない。画一的な「作られた景観」を形成することが目的ではなく、立地する場所の条件や周辺環境により、景観に配慮すべき事項は異なってくるものである。景観は、庭の手入れや空き地の利用の仕方等、それらの使い方に拠るところもある。地区を対象としたゆるやかな協定により自主管理することは、地域景観へのコンセンサスを作っていく効果があり、そうした自主的な取り組みで補完することによって広がりが出てくると考えられる。景観協定は、景観規制のルールとしても使えるし、自発的な景観創造の制度としても活用できるものである。

景観資源が点在する集落には、既に様々な地域活性化の取り組みが行われていることも多い。根獅子町では、海水浴場やかくれキリシタンの里として地域づくりを行っている。「ヒラド・ビッグフューチャーズ」(H7 設立)や、「根獅子集落機能再編協議会」(H19 年設立)が活動の母体として機能しており、棚田米を生かした地域特産品の開発、根獅子町公園化計画にも取り組んでいるほか、平成 20 年 11 月には、県内に広く参加を呼びかけ、「カクレキリシタンの里サミット」も開催している。また、獅子町においても地区自治会によりまちおこしのための協議会が設立され、平成 20 年度に耕作放棄地となっていた約 4ha の畑が復帰された。文化的景観の継承は、行政の施策と共にそこに住む地域住民の参画と自主性が重要となる。本地区は、自治会組織が強く機能している地域であるため、これらを活動の母体組織として位置づけ、自分たちができることから始め、農地が荒れる原因として挙げられる、高齢化や後継者不足の問題を補うための担い手育成への取り組み等を通じて、町全体で文化的景観の継承に取り組むこととしたい。

3 行政の役割

平戸市においては、地域の特性に応じて、景観計画により段階的な規制を設定した。地域づくりを行うにあたっては、規制のみの制度ではなく、規制のレベルに応じた支援策を用意すべきであり、規制と支援のバランスの取れた制度にしていくことが肝要である。(支援については、人的支援、金銭的支援、規制緩和等が考えられる。)

文化的景観の管理と継承に関する効率的な行政運営を行うため、関係する庁内担当課との連携を強化し、横断的な連絡調整が可能な体制づくりを行うこととする。

また、現在設置している平戸市文化的景観推進委員会については、調査及び保存計画策定に詳しい専門家が主な委員であるため、今後策定される、文化的景観整備活用計画については、新たな体制を整え検討することとしたい。

第6章 文化的景観における重要な構成要素

1 景観を構成する重要な構成要素の考え方

平戸島と生月島の文化的景観の景観は、「農耕に関する景観地」、「採草・放牧に関する景観地」、「水の利用に関する景観地」、「流通・往来に関する景観地」、「居住に関する景観地」として典型的又は独特のものであり、また、それらに無形の要素が深く結びついていることが本質的な価値であることは保存調査で述べたとおりである。

本地域における集落の構造自体が価値を持つのであり、それらの集落における有形・無形の構造を保全していくことが肝要である。

2 重要な構成要素一覧

文化的景観を構成する重要な構成要素であり、1次申出を行うもの以外の要素についても、地域における文化的景観への理解及び同意集約の状況をみながら、早期に追加申出を行うものとする。

(1) 景観を構成する重要な構成要素一覧

1) 無形の要素を背景とする集落

番号	種類	名称	申出順	管理者	備考
A	集落	春日地区	1次	自治会	集落が管理する農地を含む。
B	"	獅子地区	"	"	"
C	"	根獅子地区	"	"	"
D	"	宝亀地区	"	"	"
E	"	田崎・神鳥・迎紐差地区	"	"	"
F	"	生月地区	2次	"	"
G	"	主師地区	"	"	"
H	"	高越地区	"	"	"
I	"	飯良地区	"	"	"

2)～4)は、1)の集落の中に含まれるものであるが、中でも典型的・特徴的な以下の要素について保全を図るものとする。

2) 居住地を構成する要素

番号	種類	名称	申出順	管理者	備考
1	住居	民家	1次	個人	獅子地区
2	事業所	旧根獅子郵便局舎	"	"	根獅子地区
3	"	旧獅子郵便局舎	2次	"	獅子地区

番号	種類	名称	申出順	管理者	備考
4	事業所	切支丹資料館	2次	市	根獅子地区・資料展示館
5	神社、寺、教会堂	宝亀教会堂	1次	宗法	宝亀地区・県指定文化財
6	"	白山比売神社	"	"	主師地区・安満岳頂上
7	"	猿田彦神社	"	"	宝亀地区
8	"	春日神社	"	"	春日地区
9	"	若宮神社	"	"	獅子地区
10	"	八幡神社	"	"	根獅子地区
11	"	三輪神社	"	"	田崎・神鳥・迎紐差地区
12	"	明性寺	2次	"	獅子地区
13	"	八幡神社	"	"	飯良町地区
14	"	鎮守神社	"	"	高越地区
15	"	保食神社	"	"	生月地区
16	"	修善寺跡	"	"	"
17	"	山田教会	"	"	"
18	"	法樹寺	"	"	宝亀地区
19	"	愛苦会跡	"	"	田崎地区
20	集落の石垣景観	集落の石垣景観	1次	個人	各集落の石垣景観として
21	"	防風石垣	"	"	獅子地区・特徴的な石垣景観
22	防風林	集落の防風林	"	個人	各集落の防風林景観として
23	"	獅子のアコウ	2次	"	獅子地区・市指定文化財
24	石造物	三界萬霊塔	"	自治会	春日地区
25	"	"	"	"	獅子地区
26	"	"	"	"	根獅子地区
27	"	"	"	"	生月地区
28	"	"	"	"	高越地区
29	"	"	"	"	飯良地区
30	"	"	"	"	宝亀地区
31	"	カメ石様	"	"	"
32	集落の緑地	根獅子集落の森林	1次	市	根獅子地区・埋蔵文化財包蔵地(ウシワキの森)
33	"	山野のサザンカ	2次	個人	主師地区
34	墓地	マタラ神父の墓	"	団体	田崎地区
35	"	板石積墓	"	個人	生月地区・市指定文化財(ガスバル様)

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
36	公共施設（漁港）	主師漁港	2次	市	主師地区
37	〃	白石漁港	〃	〃	主師地区
38	公共施設（漁港）	春日漁港	2次	市	春日地区
39	〃	高越漁港	〃	〃	高越地区
40	〃	獅子漁港	〃	〃	獅子地区
41	〃	根獅子漁港	〃	〃	根獅子地区
42	〃	飯良漁港	〃	〃	飯良地区
43	〃	宝亀漁港	〃	〃	宝亀地区
44	公共施設（公園）	根獅子海浜公園	〃	〃	根獅子地区
45	公共施設（道路）	国道（383号線）	1次	県	宝亀地区
46	〃	県道（主要地方道）	〃	県	平戸島西海岸地域・生月地区
47	〃	市道	〃	市	申出区域

3) 生業空間を構成する要素

番号	種 類	名 称	申出順	管理者	備 考
48	棚田	春日の棚田	1次	個人	春日地区
49	〃	獅子の棚田	〃	〃	獅子地区
50	〃	根獅子の棚田	〃	〃	根獅子地区
51	〃	宝亀の棚田	〃	〃	宝亀地区
52	〃	田崎・神鳥の棚田	〃	〃	田崎・神鳥地区
53	〃	生月山田の棚田	2次	〃	生月地区
54	〃	主師の棚田	〃	〃	主師地区
55	〃	高越の棚田	〃	〃	高越地区
56	〃	飯良地区の棚田	〃	〃	飯良町
57	畑地	獅子の畑地	1次	個人	獅子地区
58	牧野	獅子の牧野	2次	団体	〃
59	〃	生月の牧野	〃	〃	生月地区
60	〃	生月牧野の石垣	〃	〃	〃
61	溜池	生月の溜池	〃	〃	〃
62	〃	獅子の溜池	〃	〃	獅子地区
63	石造物	石祠	〃	〃	生月地区・農地内の石祠(ハツタイ様)

4) 自然的空間を構成する要素


番号	種類	名称	申出順	管理者	備考
64	天然林	安満岳	1次	国有林	主師地区・アカガシ原生林
65	〃	〃	〃	市	主師地区・歩道
66	〃	〃(西禅寺跡)	〃	国有林	主師地区・墓地を含む
67	〃	中江ノ島	〃	団体	主師地区・孤島
68	〃	小島	〃	自治会	獅子地区・孤島
69	二次林	根獅子集落の山	〃	〃	根獅子地区・里山(通称ニコバ)
70	石造物	安満岳の祠	〃	宗法	主師地区・石祠
71	〃	石祠	〃	個人	生月地区・市指定文化財(ダンジク様)
72	河川	春日川	〃	市	春日地区・景観重要河川(景観計画)
73	溜池	根獅子の溜池	2次	個人	根獅子地区・溜池(お水取りの場)
74	その他	根獅子集落の岩場	〃		根獅子地区・自然海岸(昇天石)
75	〃	根獅子集落の砂浜	〃		根獅子地区・日本の水浴場88選ほか


3 地域文化を特徴づける要素


文化的景観における重要な構成要素ではないが、本地域の文化を特徴づける以下の要素については、保全及び活用を図ることとする。

名称	内容	要素
かくれキリシタン信仰	16世紀に伝えられたキリスト教が、弾圧・潜伏の時代に変容しながら現在に伝承されてきたもの。祈りの言葉である「オラショ」は、当時伝えられたラテン語との対比が可能である。	・キリシタン講
御神体、祭具	かくれキリシタン信仰を継続させるために使用したものであり、16世紀からの文化の継続を実証するものである。	・納戸神 ・その他祭具 個人所有のほか、博物館島の館、切支丹資料館に所蔵されている。
キリスト教関係史料	本地域における、布教、弾圧、復活の歴史を証明する関係資料である。	・伴天連追放令の高札ほか 博物館島の館、切支丹資料館、松浦史料博物館に所蔵されている。

重要な構成要素（1次申出に係るもの）

番 号	A	
種 類	集落	
名 称	春日地区	
住 所	平戸市春日町字呼崎 1-1 外 1280 筆	
管理者	春日地区自治会	
備 考	集落が管理する農地を含む	

番 号	B	
種 類	集落	
名 称	獅子地区	
住 所	平戸市獅子町字マブシ立 1-1 外 4346 筆	
管理者	獅子地区自治会	
備 考	集落が管理する農地を含む	

番 号	C	
種 類	集落	
名 称	根獅子地区	
住 所	平戸市根獅子町字相木場 1-1 外 4326 筆	
管理者	根獅子地区自治会	
備 考	集落が管理する農地を含む	

番 号	D	
種 類	集落	
名 称	宝亀地区	
住 所	平戸市宝亀町字池田 1 外 4129 筆	
管理者	宝亀地区自治会	
備 考	集落が管理する農地を含む	

番 号	E	
種 類	集落	
名 称	田崎・神鳥・迎紐差地区	
住 所	平戸市木場町字永葉山 506-1 外 1446 筆	
管理者	田崎・神鳥・迎紐差地区自治会	
備 考	集落が管理する農地を含む	

番 号	1	
種 類	住居	
名 称	民家	
住 所	平戸市獅子町字ウ口ノ元 319-イ	
管理者	個人	
備 考	伝統的な農家建築	

番 号	2	
種 類	事業所	
名 称	旧根獅子郵便局舎	
住 所	平戸市根獅子町字平谷 1422-2	
管理者	個人	
備 考	昭和 24 年築の特定郵便局	


番 号	5	
種 類	神社、寺、教会堂	
名 称	宝亀教会	
住 所	平戸市宝亀町字越首 1170-1	
管理者	宗教法人カトリック長崎大司教区	
備 考	県指定文化財	

番 号	6	
種 類	神社、寺、教会堂	
名 称	白山比売神社	
住 所	平戸市主師町字安満岳 811	
管理者	宗教法人白山比売神社	
備 考	安満岳頂上	


番 号	7	
種 類	神社、寺、教会堂	
名 称	猿田彦神社	
住 所	平戸市宝亀町字宮崎 1058	
管理者	宗教法人猿田彦神社	
備 考		

番 号	8	
種 類	神社、寺、教会堂	
名 称	春日神社	
住 所	平戸市春日町字小不計 181	
管理者	宗教法人春日神社	
備 考		

番 号	9	
種 類	神社、寺、教会堂	
名 称	若宮神社	
住 所	平戸市獅子町字辻 661	
管理者	宗教法人若宮神社	
備 考		

番 号	10	
種 類	神社、寺、教会堂	
名 称	八幡神社	
住 所	平戸市大石脇町字尾ノ上 1325	
管理者	宗教法人八幡神社	
備 考		

番 号	11	
種 類	神社、寺、教会堂	
名 称	三輪神社	
住 所	平戸市紐差町字沖ノ島 1614	
管理者	宗教法人三輪神社	
備 考		


番 号	20	
種 類	集落の石垣景観	
名 称	集落の石垣景観	
住 所	各集落における石垣景観	
管理者	個人	
備 考	石垣・石塀が特徴的である。	

番 号	21	
種 類	集落の石垣景観	
名 称	防風石垣	
住 所	平戸市獅子町字辻 554	
管理者	個人	
備 考		

番 号	22	
種 類	防風林	
名 称	集落の防風林	
住 所	各集落における防風林	
管理者	個人	
備 考		


番 号	32	
種 類	集落の緑地	
名 称	根獅子集落の森林	
住 所	平戸市根獅子町字大石濱久保 1502-1	
管理者	平戸市	
備 考	16世紀のキリシタン墓地	

番 号	48	
種 類	棚田	
名 称	春日の棚田	
住 所	平戸市春日町内の棚田	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	49	
種 類	棚田	
名 称	獅子の棚田	
住 所	平戸市獅子町内の棚田	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	50	
種 類	棚田	
名 称	根獅子の棚田	
住 所	平戸市根獅子町内の棚田	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	51	
種 類	棚田	
名 称	宝亀の棚田	
住 所	平戸市宝亀町内の棚田	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	52	
種 類	棚田	
名 称	田崎・神鳥の棚田	
住 所	平戸市木場町内の棚田	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	

番 号	57	
種 類	畑地	
名 称	獅子の畑地	
住 所	平戸市獅子町内の畑地	
管理者	個人	
備 考	重要な要素「集落」に含まれる。	


番 号	64	
種 類	天然林	
名 称	安満岳	
住 所	平戸市主師町字安満岳 808 外	
管理者	国有林	
備 考	アカガシ林	

番 号	65	
種 類	天然林	
名 称	安満岳（里道）	
住 所	平戸市主師町字安満岳 812 地先 ～ 字安満岳 812 地先	
管理者	平戸市	
備 考		

番 号	66	
種 類	天然林	
名 称	西禅寺跡	
住 所	平戸市主師町字安満岳 808 外	
管理者	国有林	
備 考		

番 号	67	
種 類	天然林	
名 称	中江ノ島	
住 所	平戸市下中野町字力キノ岳 498	
管理者	下中野生産森林組合	
備 考		

番 号	68	
種 類	天然林	
名 称	小島	
住 所	平戸市獅子町字万場地先	
管理者	獅子地区自治会	
備 考		

番 号	69	
種 類	二次林	
名 称	根獅子集落の山	
住 所	平戸市根獅子町	
管理者	根獅子地区自治会	
備 考		

番 号	70	
種 類	石造物	
名 称	安満岳の祠	
住 所	平戸市主師町字安満岳 811	
管理者	宗教法人白山比売神社	
備 考	神社敷地内	

番 号	71	
種 類	石造物	
名 称	石祠	
住 所	平戸市生月町南免字尾野原 1667	
管理者	個人	
備 考	市指定文化財	


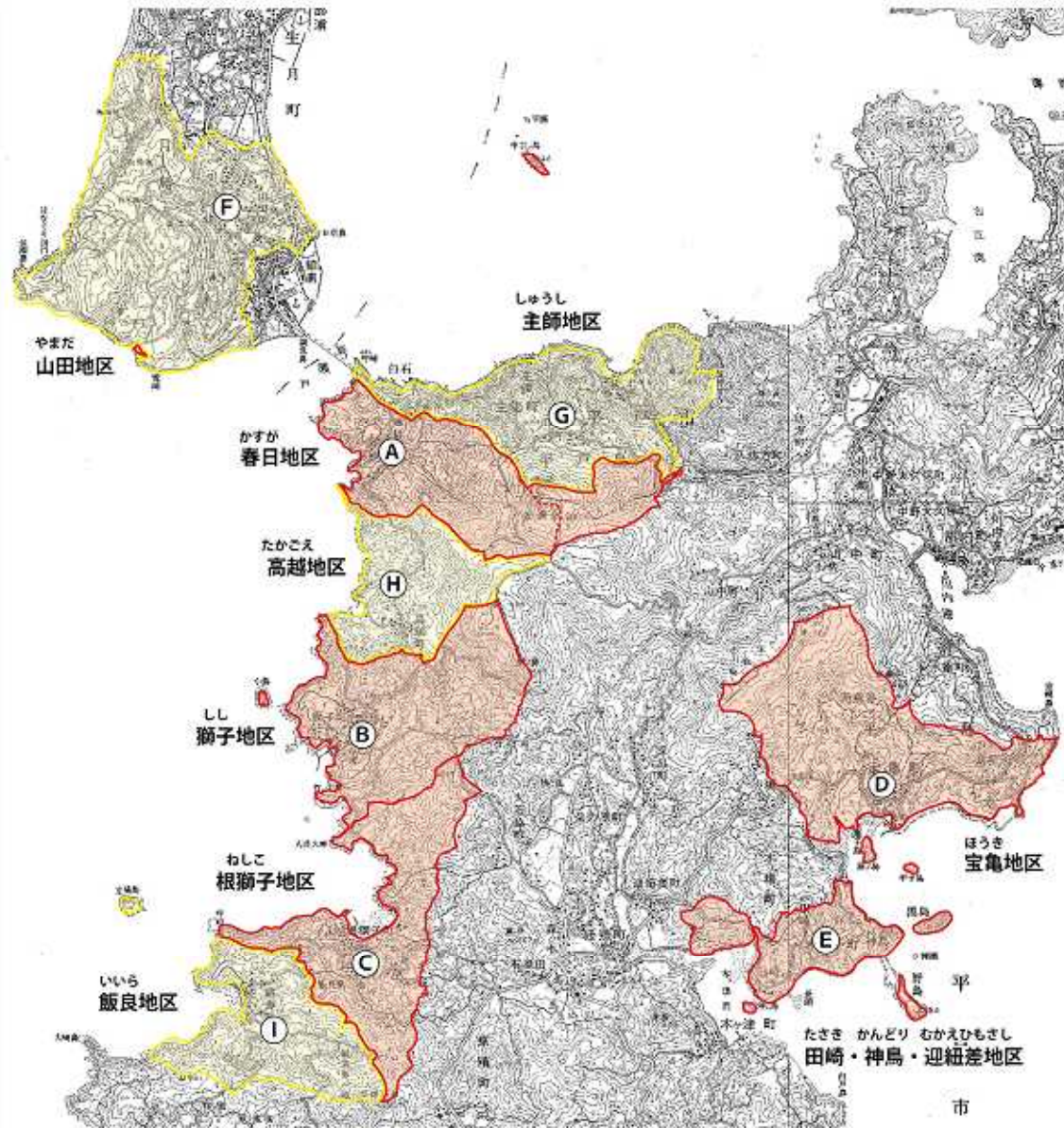
番 号	72	
種 類	河川	
名 称	春日川	
住 所	平戸市春日町	
管理者	平戸市	
備 考		

図 10

重要な構成要素位置図（集落）

本地域における文化的景観の重要な構成要素は「集落」である。
 その集落の構造を保全し、今後の活用へと繋げるものである。



凡例



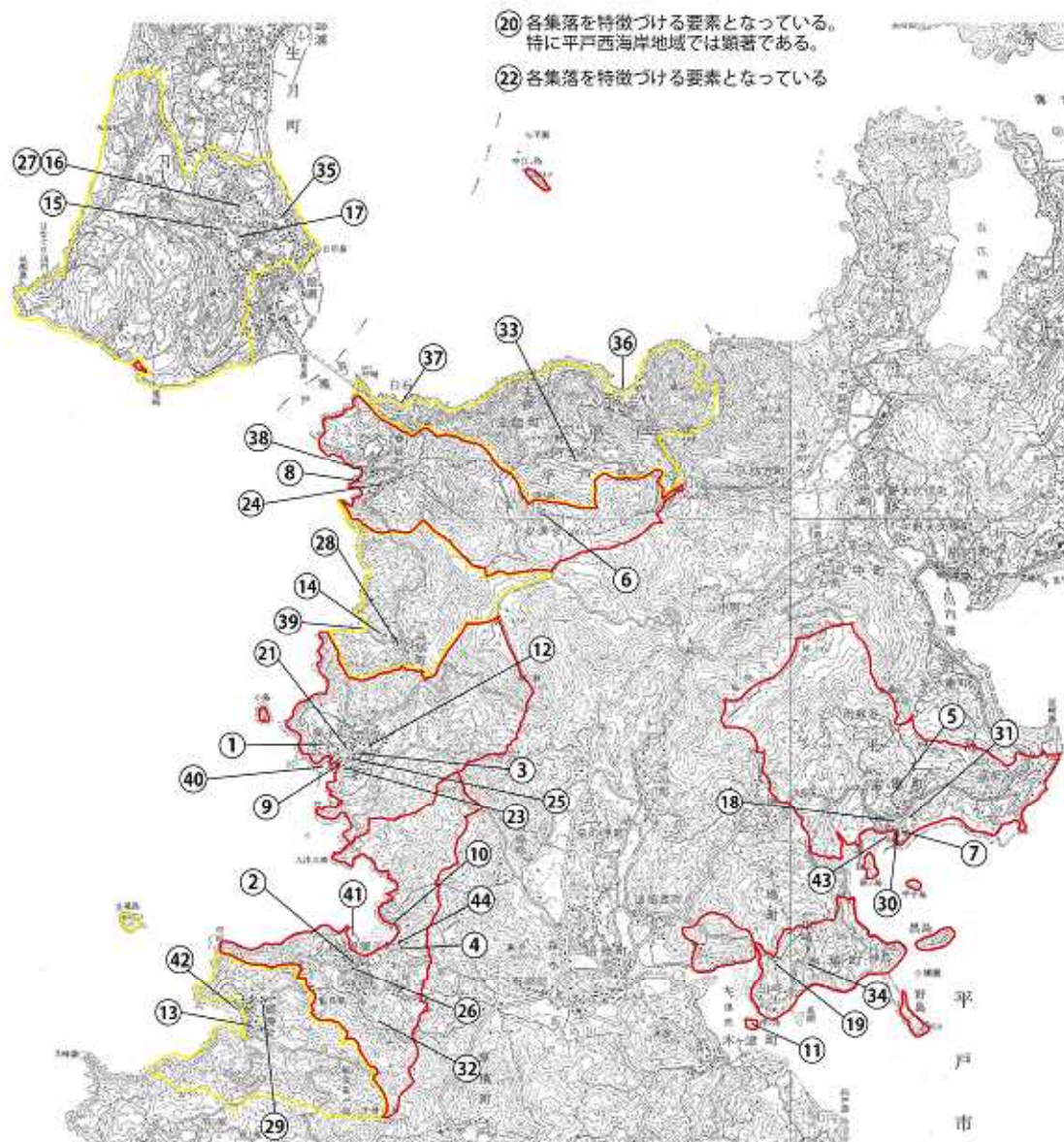
申出区域	
追加申出予定区域	



図 11

重要な構成要素位置図（居住地）

「重要な構成要素・集落」に含まれるものであるが、中でも典型的・特徴的な要素について保全を図る。



- ⑳ 各集落を特徴づける要素となっている。特に平戸西海岸地域では顕著である。
- ㉒ 各集落を特徴づける要素となっている

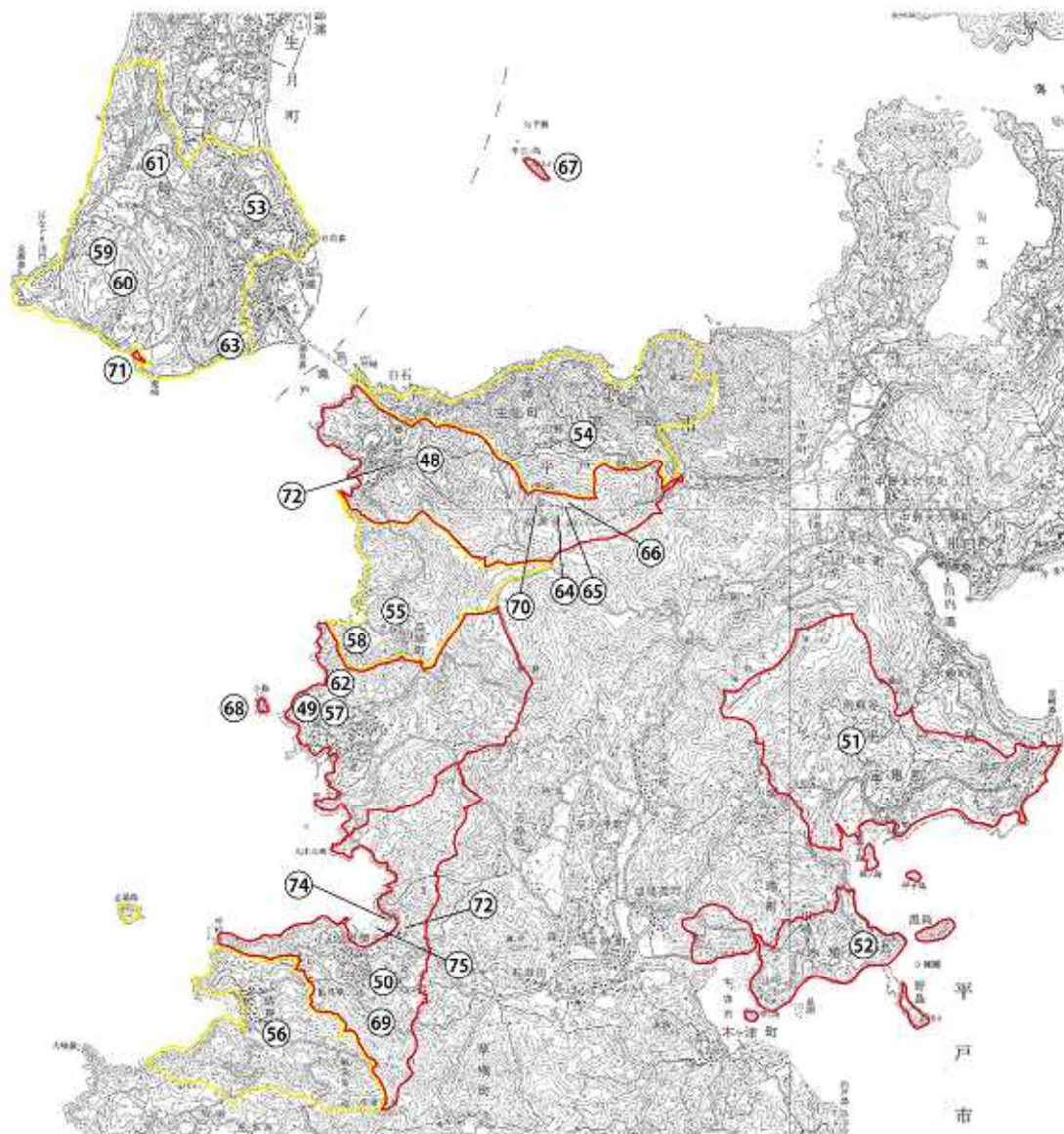
凡例

申出区域	—
追加申出予定区域	—



図 12 重要な構成要素位置図（生業空間・自然的空間）

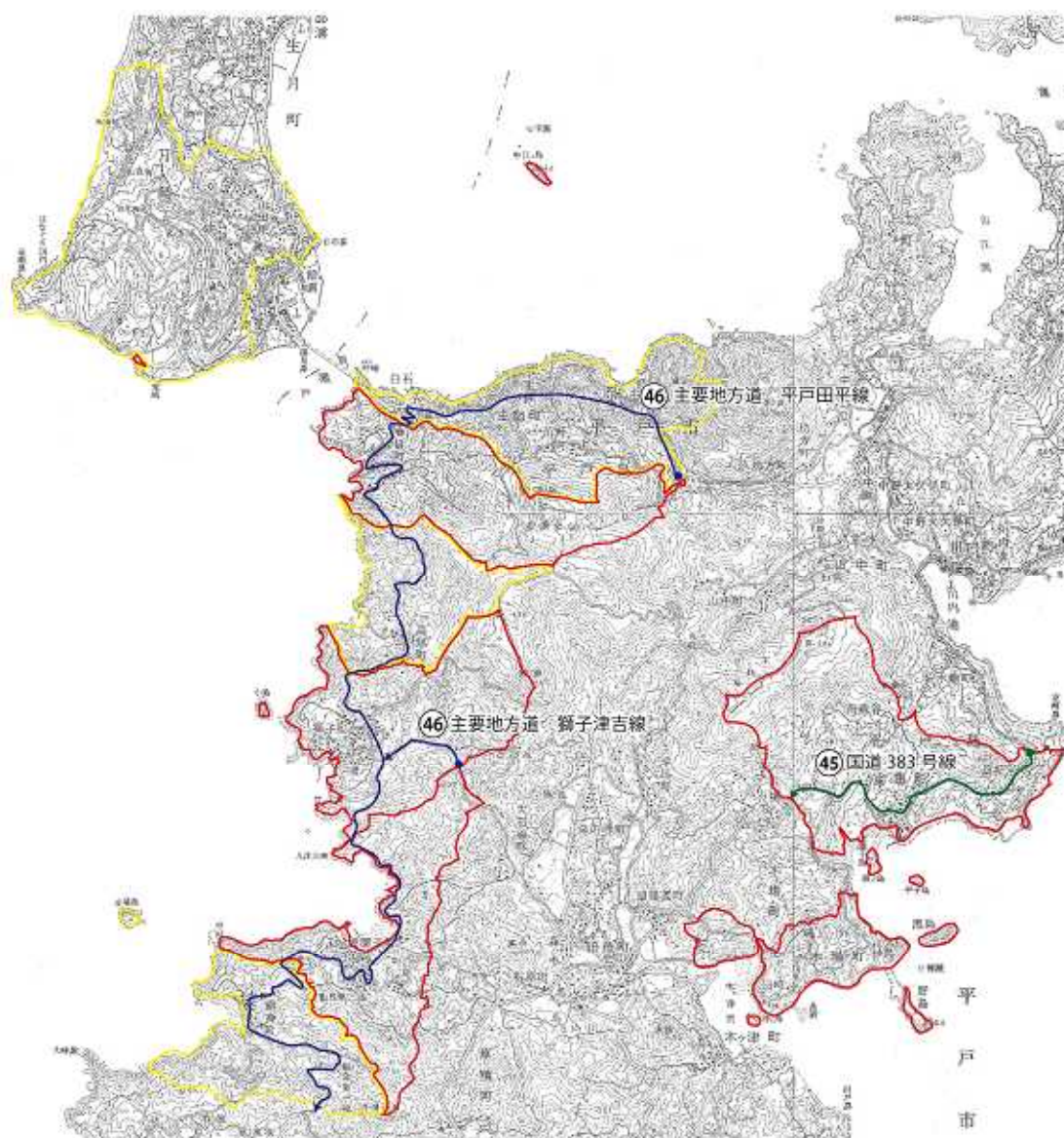
「重要な構成要素・集落」に含まれるものであるが、中でも典型的・特徴的な要素について保全を図る。



凡例

申請区域	— (Red line)
追加申請予定区域	— (Yellow line)

図 13 重要な構成要素位置図（申出範囲内の国道・県道）



凡例

申出区域	— (Red line)
追加申出予定区域	— (Yellow line)



第7章 参考資料

1 公共事業におけるガイドライン等の尊重

国土交通省においては、平成15年7月に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観形成に持続的に取り組むためのシステムを確立するという観点から「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」が位置づけられている。

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針」が、平成19年度から運用を開始されており、平成21年4月1日に最終改訂が行われている。今回の改訂のポイントは以下のとおりである。

景観評価を景観検討の一環として位置づけ 対象事業を全ての直轄事業に拡大 景観上の重要度によって事業の景観検討区分を3分類 「景観整備方針」によって景観検討の一貫性を担保 景観検討に関する事後評価の適正な実施

の景観検討区分については、「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」の3つに区分されており、重要文化的景観は「優れた景観を有する地域で行う重点検討事業」の対象地域となっている。

その他の景観ガイドライン等¹と連携し、一帯となった景観検討を行う必要がある。

2 風力発電施設についての考え方

環境省自然環境局において、平成16年2月に「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的な考え方」を示している。

その中で、「風力発電施設が、地域へのエネルギー供給や地球温暖化防止へ寄与という公益性を有することは認められるとしても、なお、国立・国定公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況においては、一般論として公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められるものとは判断できない。」とされている。

なぜその場所が国立・国定公園に指定されているのか、その意義や目的を踏まえ、国立・国定公園における風力発電施設の立地の必要性や公益性について、個別に検討を行うこととする。

¹ 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン、景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」、砂防関係事業における景観形成ガイドライン、海岸景観形成ガイドライン、道路デザイン指針(案)、住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン、港湾景観形成ガイドライン、航路標識整備事業景観形成ガイドライン、平戸市景観計画等を指す。



【平戸島と生月島の文化的景観保存計画】

発 行 平戸市教育委員会
平成 21 年 7 月

執筆編集 平戸市教育委員会

監 修 平戸市文化的景観推進委員会